

目 次

◎会議録第1号（3月2日）議案説明

開 会	5		
町長挨拶	5		
開 議	5		
日程第1	会議録署名議員の指名	6	
日程第2	会期の決定	6	
日程第3	諸般の報告	6	
日程第4	議案第3号	松前町行政手続条例の一部を改正する条例	7
日程第5	議案第4号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	8
日程第6	議案第5号	松前町監査委員条例の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	10
日程第8	議案第7号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第9	議案第8号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第10	議案第9号	松前町ふるさと納税基金条例	14
日程第11	議案第10号	松前町企業版ふるさと納税基金条例	14
日程第12	議案第11号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
日程第13	議案第12号	松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	16
日程第14	議案第13号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例	18
日程第15	議案第14号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第16	議案第15号	松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	20
日程第17	議案第16号	松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について	21
日程第18	議案第17号	令和7年度松前町一般会計補正予算（第9	

		号) ……………	23
日程第19	議案第18号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第5号) ……………	23
日程第20	議案第19号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第4号) ……………	23
日程第21	議案第20号	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第5号) ……………	23
日程第22	議案第21号	令和7年度松前町水道事業会計補正予算 (第2号) ……………	23
日程第23	議案第22号	令和8年度松前町一般会計予算……………	26
日程第24	議案第23号	令和8年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	26
日程第25	議案第24号	令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	26
日程第26	議案第25号	令和8年度松前町介護保険特別会計予算……………	26
日程第27	議案第26号	令和8年度松前町水道事業会計予算……………	26
日程第28	議案第27号	令和8年度松前町下水道事業会計予算……………	26
日程第29	研修報告……………		35
散 会……………			39



◎会議録第2号(3月9日)一般質問

開 議……………			44
日程第1	会議録署名議員の指名……………		44
日程第2	一般質問		
	1番 重松 知之議員……………		44
	13番 藤岡 緑議員……………		54
	10番 影岡 俊範議員……………		62
	2番 池内 邦仁議員……………		66
散 会……………			74



◎会議録第3号(3月18日)委員長報告

開 議……………			79
日程第1	会議録署名議員の指名……………		79
日程第2	議案第3号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例……………		79

日程第3	議案第4号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例……………80
日程第4	議案第5号	松前町監査委員条例の一部を改正する条例……………81
日程第5	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の 一部を改正する条例……………82
日程第6	議案第7号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例……………83
日程第7	議案第8号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………84
日程第8	議案第9号	松前町ふるさと納税基金条例……………84
日程第9	議案第10号	松前町企業版ふるさと納税基金条例……………85
日程第10	議案第11号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……………86
日程第11	議案第12号	松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関 する基準を定める条例……………87
日程第12	議案第13号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………88
日程第13	議案第14号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例……………89
日程第14	議案第15号	松山市及び松前町における連携中枢都市圏 形成に係る連携協約の変更について……………90
日程第15	議案第16号	松前町と松山市におけるごみ処理に係る事 務の委託について……………91
日程第16	議案第17号	令和7年度松前町一般会計補正予算（第9 号）……………92
日程第17	議案第18号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第5号）……………92
日程第18	議案第19号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第4号）……………92
日程第19	議案第20号	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第5号）……………92
日程第20	議案第21号	令和7年度松前町水道事業会計補正予算 （第2号）……………92
日程第21	議案第22号	令和8年度松前町一般会計予算……………97

日程第22	議案第23号	令和8年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	97
日程第23	議案第24号	令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	97
日程第24	議案第25号	令和8年度松前町介護保険特別会計予算……………	97
日程第25	議案第26号	令和8年度松前町水道事業会計予算……………	97
日程第26	議案第27号	令和8年度松前町下水道事業会計予算……………	97
追加日程第1	議案第28号	松前町教育委員会委員の任命につき同 意を求めることについて……………	107
閉 議		……………	108
町長挨拶		……………	108
閉 会		……………	109

3月2日（第1号）

令和8年第1回松前町議会定例会会議録

令和8年3月2日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田中浩介
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	金子貴徳
産業建設部長	山田善仁
出納局長	仙波晴樹
教育委員会 事務局長	住田民章
総務課長	平村展章
財政課長	中村明博
税務課長	塩梅敬介
危機管理課長	金子裕之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	楠田 洋子
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	大塚 英輔
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	柏原 正
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中 志延
議会事務局 書記	坂本 礼子

令和8年第1回松前町議会定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和8年3月2日(月)	午前9時30分	開議
	開 会		
	町長挨拶		
	開 議		
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	諸般の報告		
日程第4	議案第3号	松前町行政手続条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第5	議案第4号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第6	議案第5号	松前町監査委員条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第7号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第8号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第9号	松前町ふるさと納税基金条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第10号	松前町企業版ふるさと納税基金条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第11号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第13	議案第12号	松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)

日程第14	議案第13号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）	
日程第15	議案第14号	松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第16	議案第15号	松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第17	議案第16号	松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第18	議案第17号	令和7年度松前町一般会計補正予算（第9号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第19	議案第18号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第20	議案第19号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第21	議案第20号	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第22	議案第21号	令和7年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第23	議案第22号	令和8年度松前町一般会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第24	議案第23号	令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第25	議案第24号	令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第26	議案第25号	令和8年度松前町介護保険特別会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第27	議案第26号	令和8年度松前町水道事業会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第28	議案第27号	令和8年度松前町下水道事業会計予算		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第29	研修報告			

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告します。

12番村井慶太郎議員から遅会の届出が提出されています。

午前9時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第1回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和8年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございました。

本議会におきましては、令和8年度一般会計当初予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、先月1日に、松前総合文化センターで、NHKの全国放送番組である「民謡魂ふるさとの唄」の公開収録を行いました。この収録は、町制施行70周年の記念イベントとしてNHK松山放送局と共催をしたもので、町内外から約500人の方々に御来場をいただきました。全国で活躍されている著名な民謡歌手をお迎えし、愛媛県内に伝わる民謡を御披露いただいたほか、松前町の特産品である小魚珍味の普及に貢献したおたたさんの紹介コーナーが設けられ、民謡を通じて松前町の魅力を全国に発信するよい機会となりました。

また、今月8日には、町制施行70周年記念の締めくくりのイベントとして、ホッケー公園でエンジョイホッケー大会を開催します。今大会には、日本ホッケー協会の公認アンバサダーを務められているお笑い芸人ロッチの中岡さんをゲストにお迎えをし、参加者とともにプレーをしていただくなど、大会に華を添えていただきます。中岡さんに御参加いただくことで、これまで以上に盛り上がり、にぎわいのある大会になると思いますので、観覧を含めてぜひホッケー公園にお越しいただければと思います。このように多くの方々にホッケーを直接体験していただける機会は大変貴重であり、ホッケータウンまさきの魅力を広く発信できる取組になると考えております。

さて、本定例会には、条例案件12件、予算案件11件、その他議決を求めるもの2件、合わせて25件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

1 番重松知之議員、2 番池内邦仁議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月20日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月18日までの17日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、行政視察研修について、文教厚生常任委員会が1月20日から21日まで岡山県の奈義町と吉備中央町において、総務産業建設常任委員会が2月9日から10日まで佐賀県の武雄市とSAGAアリーナにおいて、議会広報常任委員会が2月18日から19日まで神奈川県の開成町と全国の議会広報研修会において、それぞれ研修を行いました。

詳細につきましては、後ほど報告をしていただきます。

次に、監査委員より、12月から2月に実施した例月現金出納検査の結果について、収納・支払いに伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

また、令和7年度の定例監査の結果について、適正に処理されていると認められたとの報告並びに指摘要望事項の報告を受けました。

そのほか、2月1日に議会だより128号の発行、2月14日に議会報告意見交換会を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第3号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例（上程、提案理由
説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第4、議案第3号松前町行政手続条例の一部を改正する条例を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

議案書5ページでございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等
の一部を改正する法律により、行政手続法の一部が改正されることに伴い、聴聞の通知及
び弁明の機会の付与の通知の方式を変更するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いた
だきますようよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第3号について補足して説明いたします。

議案書は5ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料5ページを御覧ください。

この条例は、デジタル技術の活用を考慮した規制の見直しを推進することを目的に制定
されたデジタル規制改革推進一括法により、行政手続法が改正されることに伴い、規定の
整備を図るため、改正するものです。

改正の内容ですが、現行の行政手続条例では、不利益処分の名宛て人の所在が不明な場
合の聴聞の通知については、掲示場での書面の掲示によるものとしていましたが、改正後
はインターネットによる公表と併せ、書面の掲示か事務所内に設置したパソコン画面での
掲示により通知することが可能となります。

なお、この条例は令和8年5月21日から施行することとしていますが、新条例第15条第
3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の通知について適用し、同日前の通知
については従前の例によるものとします。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第4号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第5、議案第4号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号について提案理由を申し上げます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、電気通信事業法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(住田英次) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第4号について補足して説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

今回の改正は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、電気通信事業法の一部が改正されることに伴い、電気通信事業法の引用条文のずれに対応するため、新旧対照表の第11条第3項の下線部分を改正後のおり改めるものです。

なお、この条例は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の施行の日から施行することとしています。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第6、議案第5号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書11ページをお開きください。

議案第5号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、田中監査委員書記に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 田中監査委員書記。

○監査委員書記(田中志延) それでは、議案第5号について補足して説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、松前町監査委員条例で引用している箇所の改正が必要となったため、所要の改正を行うものです。

表の右側、改正前の下線部、第243条の2の8第3項を左側、改正後の下線部、第243条の2の9第3項に改めるものです。

なお、この条例は令和8年9月24日から施行いたします。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書13ページをお開きください。

議案第6号について提案理由を申し上げます。

小学校就学の始期から9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が子育て部分休暇を取得できるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第6号について補足して説明いたします。

議案書は13ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料11ページを御覧ください。

今回の改正は、請求に基づき、小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が子育て部分休暇を取得できるようにするため、所要の改正を行うものです。

2の概要、(2)を御覧ください。

子育て部分休暇の範囲については、アの1日につき2時間を超えない範囲内、イの1年につき77時間30分を超えない範囲内のいずれかの範囲内で請求できることとします。

次に、(3)給与の取扱いについては、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。

なお、育児短時間勤務職員等及び部分休業の承認を受けている職員については、対象職員から除きます。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第8、議案第7号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書21ページをお開きください。

議案第7号について提案理由を申し上げます。

投票所及び期日前投票所の投票管理者の報酬額について、現在定めている日額を1日の上限額とし、従事した時間に1時間未満の端数があるときは、報酬額を松前町選挙管理委員会が定める額とするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村選挙管理委員会書記長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(住田英次) 平村選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(平村展章) それでは、議案第7号について補足して御説明いたします。

議案書は21ページからになりますが、参考資料で御説明させていただきます。

参考資料13ページをお開きください。

1、改正理由を御覧ください。

本条例は、投票所及び期日前投票所の投票管理者の報酬額について、現在規定しております日額を1日の上限額とし、従事した時間に1時間未満の端数があるときは、報酬額を松前町選挙管理委員会が定める額とするよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、規程の概要を御覧ください。

現在、条例で規定しております日額を投票管理者1人で全ての時間従事した場合の1日

当たりの額とし、そのうち投票時間の一部について従事した場合は、1時間当たりの単価といたします。

また、算定に当たって、従事した時間に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分は0.5時間、30分を超える場合は切上げを行い、算定額は100円未満の端数切り捨てを行います。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

○議長（住田英次） 日程第9、議案第8号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書23ページをお開きください。

議案第8号について提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化に取り組む必要があることから、特別職の給料減額措置を1年延長するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第8号について補足して説明いたします。

議案書23ページを御覧ください。

今回の改正は、財政基盤の安定化を進めるに当たり、現在実施している特別職の給料月

額の減額措置が令和8年3月31日をもって効力を失うことから、さらに1年間延長するため、改正するものです。

この条例は、公布の日から施行することとし、令和9年3月31日限りでその効力を失うものとします。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） これ長年、こういうふうなことで減額措置されてますよね。もうこんなことせんでも満額をもう頂いたらどうやろか思うて。景気が確かに低迷しておる、これは町長、副町長、教育長のせいでも何でもないんよね。大体減額ちゅうたら悪いことしたとか何かそんなんでも減額ちゅうことなんやけど、もうこれ長い間しよんじゃけん、もうそろそろ解除して、今年度はどうか知らんけど、ずっとこんなこと言うたら半永久的になってしもうて、条例変えないかんのかなというところもあるんやけど、もうそろそろ満額でええんじやないかと僕思うんやけど、町長のお考えはどんなですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 大変建設的な御意見、誠にありがとうございます。長年続けてきた仕組みでございまして、私も結構、もう就任当初から考えておったんですけども、まだまだうちの財政状況というのが大幅に改善している状況ではないというところと、個人的な考えになりますけども、もう少し私が就任してからの間にある一定の、例えば税収外の収入を増やすようなこと、実績がつくれたら、そのときに解除を考えたいというふうに考えて、今の段階ではまだ、今年も当初予算の編成の中で、かなり財政厳しかったので、いろんな予算を見直したりとかしました。こういう状況が続いている状況では、まだなかなかこの解除に踏み切れなかったというのが実情でございます。職員の皆さんも努力して、いろんな予算を考えてくれますので、そういったところも踏まえて、皆さんがやりたい、実施したい事業など、十分に取り組めるような状況になったときに、また判断をさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

○議長（住田英次） 12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 町長の意見はそうなんやろうけど、もう来年度というか、令和9年度ぐらいからはちょっと考えていただいて、僕はそんな減額するほどのものでもない思うんですよね。今年度、景気も高市総理でだんだんよくなるんかなというところでね、また令和9年度はお考えいただいて、満額もらってください。

以上です。

○議長（住田英次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第8号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 松前町ふるさと納税基金条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

日程第11 議案第10号 松前町企業版ふるさと納税基金条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第9号松前町ふるさと納税基金条例及び日程第11、議案第10号松前町企業版ふるさと納税基金条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書25ページをお開きください。

議案第9号及び議案第10号について一括して提案理由を申し上げます。

松前町ふるさと納税基金及び松前町企業版ふるさと納税基金を設置することにより、ふるさと納税寄附金等を翌年度以降の事業にも活用できるようにするため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第9号及び議案第10号について補足して説明いたします。

まず、議案第9号から説明いたします。

議案書は25ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料15ページを御覧ください。

この条例は、1の設立目的のとおり、ふるさと納税寄附受入額の年度間格差を吸収し、予算平準化と使途透明性を両立させるため、新たに基金を設置するものです。

議案書25ページを御覧ください。

内容については、第1条で設置の目的、第2条以降において積立、管理、運用方法な

ど、他の基金条例と同様の構成で、基金設置に必要な事項を規定します。

続いて、議案第10号について説明いたします。

議案書は27ページ、参考資料17ページを御覧ください。

こちらのほうも、先ほど説明いたしました松前町ふるさと納税基金と同様に、基金設置に必要な事項を規定することとしております。

なお、この2つとも条例は令和8年4月1日から施行することとします。

以上で議案第9号及び議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第10号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第12、議案第11号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の29ページをお開きください。

議案第11号について提案理由を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） それでは、議案第11号について補足して説明いたします。

議案書は29ページ、参考資料は19ページをお開きください。

まず、参考資料を御覧ください。

今回の改正は、1、制定の趣旨にありますとおり、児童福祉法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案書のほうを御覧ください。

中段の表について、右が改正前、左が改正後です。

子ども・子育て支援法第43条第2項が同条第4項とされたため、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第1条中第43条第2項を第43条第4項に改めます。

表の下の附則を御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚

生))

○議長（住田英次） 日程第13、議案第12号松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書31ページをお開きください。

議案第12号について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） それでは、議案第12号について補足して説明いたします。

議案書は31ページ、参考資料は21ページをお開きください。

参考資料で説明いたします。

今回の制定の趣旨は、令和8年4月から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに当たり、1、制定の趣旨にありますとおり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものです。

2の概要にありますとおり、本町では国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に規定される基準をもって、町の基準といたします。

当該基準は、3章33条で構成されており、その要点を抜粋してお示ししておりますが、その下の表になります。

当該基準においては、第3条で利用定員に関する基準、第4条で面談、第16条で相談及び援助、第17条で緊急時等の対応、第30条で事故発生の防止及び発生時の対応などを定めております。

3、施行年月日を御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第13号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書33ページをお開きください。

議案第13号について提案理由を申し上げます。

令和7年度の住民税の非課税者であって、令和8年度の保険料の算定において介護保険法施行令の一部を改正する政令により、令和7年度税制見直しの影響を遮断されるものについて、住民税の非課税者として判定する保険料段階まで保険料を減免できることとするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳） それでは、議案第13号について補足して説明いたします。

議案書は33ページ、参考資料は23ページをお開きください。

参考資料で説明いたします。

今回の制定の趣旨は、1、改正の趣旨にありますとおり、令和7年度住民税の非課税者であって、令和8年度保険料の算定において介護保険法施行令の一部を改正する政令により、令和7年度税制見直しの影響を遮断されるものについて、住民税の非課税者として判定する保険料段階まで保険料を減免できることとするため、所要の改正を行うものです。

2、改正の内容を御覧ください。

今回の措置は、令和8年度限りであるため、附則に次の2点について規定をいたします。

まず1つ目は、令和7年度住民税の非課税者が、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定により、令和8年度も引き続き住民税非課税とな

るよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲内での収入を増加する場合については、令和8年度保険料算定における課税、非課税の判定について、住民税の非課税者として判定する保険料段階まで保険料を減免できることとします。

2つ目は、当該減免は、第1号被保険者本人の申請を不要とします。

3、施行日を御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第15、議案第14号松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書35ページをお開きください。

議案第14号について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、山田公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 山田公営企業部長。

○公営企業部長（山田善仁） それでは、議案第14号について補足して御説明いたします。

議案書35ページを御覧ください。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正されることに伴い、松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で引用する条文の改正が必要となったものです。

第6条中、下線部のとおり、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものです。

なお、この条例は令和8年9月24日から施行いたします。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第15号 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第16、議案第15号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の37ページをお開きください。

議案第15号について提案理由を申し上げます。

松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の2第4項において、その例によることとされる同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、中村財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 中村財政課長。

○財政課長（中村明博） それでは、議案第15号について補足して説明いたします。

議案書の37ページを御覧ください。

今回の連携協約は、平成28年7月8日に松山市と連携中枢都市圏形成に関し締結した連携協約の別表を、次の38ページから45ページにある取組に変更するために新たに締結するものです。

別表にある取組につきましては、令和2年度から令和6年度までの実績を踏まえ、町単独で行うより松山圏域で連携することで事務の効率化や経費の削減が図れることを前提に、取り組む内容が似ているものについては統合し、目的を達成したもの、効果が見込めないものについては廃止しています。

また、新たに圏域の維持、発展のために取り組むべきものについては新設するという内容で改めて連携協約するため、議決を得るものです。

以上で議案第15号についての補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第16号 松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第17、議案第16号松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書47ページをお開きください。

議案第16号について提案理由を申し上げます。

ごみ処理に係る事務の管理及び執行を松山市に委託するに当たり、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、渡辺町民課長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） それでは、議案第16号について補足して御説明いたします。

議案書は47ページから49ページをお願いいたします。

本町の可燃ごみ処理については、令和5年4月から既に正式な松山ブロックごみ処理広域化までの過渡期における暫定受入れという形で松山市で処理を開始しておりますが、令和8年4月より松山ブロックごみ処理広域化において、正式に松山市へ地方自治法上の事務委託を開始するため、松山市と松前町とのごみ処理に係る事務の委託に関する規約を定め、事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、この規約は令和8年4月1日から施行しますが、第2条第2号の規定は、松山市南クリーンセンターの敷地内で松山市が新たに整備するごみ処理施設の供用を開始した日から施行することとします。

また、松前町以外の2市2町でもそれぞれの市町の3月議会において、松山市との委託に関する規約の議決を求めることとなっております。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 松山市のごみ処理、去年かな、やらせていただきよんやけど、具体的に数字が分かたらでええんやけど、松前町は松山市に金額的にどれぐらいお支払いしよんか教えてください。

○議長（住田英次） 渡辺町民課長。

○町民課長（渡辺 司） 今現在、数字を持っておりませんので、また御報告いたしたいと思います。

○議長（住田英次） 村井議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第17号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第9号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第19 議案第18号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第19号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第20号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第21号 令和7年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第18、議案第17号令和7年度松前町一般会計補正予算第9号、日程第19、議案第18号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第20、議案第19号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第21、議案第20号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第22、議案第21号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 補正予算の議案書の3ページをお開きください。

議案第17号から議案第21号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算を調製したため、議会の議決を求めらるるものです。

補正予算の議案書の5ページをお開きください。

令和7年度松前町一般会計補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ2億1,264万8,000円を追加し、総額を158億9,846万8,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項につきまして、参考資料により御説明をいたします。

参考資料の27ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、防災・減災の促進のため、国の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを踏まえた県の地震被害想定調査結果を受けて、総合防災マップ（津波編）の更新を行います。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりです。

子育て支援の充実では、児童に対する保育委託料及び教育・保育給付費が当初の見込み

を上回ることから、不足する経費を追加します。

また、健康づくりの推進では、生活習慣病等の疾病の早期発見や重症化予防を目的として実施している総合健診について、受診者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加します。

また、産後ケア事業委託料についても当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加いたします。

このほか、公衆衛生の向上と増進のため実施する予防接種について、RSウイルス感染症ワクチンが令和8年4月から定期予防接種化されることに伴い、個別に周知を行うための経費を追加するほか、不足する経費を追加します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、生涯学習の推進とスポーツの振興のため、指定管理者を指定して管理運営をしている松前総合文化センターと松前公園について、電気料金等の高騰に対する経費の補填を行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、上水道の整備のため、公営企業が実施する緊急時用連絡配水管布設工事等に対し出資を行います。

そのほか、国費の精算に伴う償還金を追加するほか、確定した不用額の減額補正を行っております。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が2,864万3,000円の増、一般財源が1億8,400万5,000円の増となっております。

続きまして、補正予算の議案書の39ページ、お開きください。

議案第18号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、総額を29億8,975万9,000円とするものです。

続きまして、補正予算の議案書の51ページ、お開きください。

議案第19号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万2,000円を追加し、総額を6億349万円とするものです。

補正予算の議案書の63ページ、お開きください。

議案第20号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,042万1,000円を追加し、総額を31億8,128万7,000円とするものです。

補正予算の議案書の78ページをお開きください。

議案第21号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、資本的収入及び支出において既定の収入支出の予定額にそれぞれ2億2,000万円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第17号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第18号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第19号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第20号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第23 議案第22号 令和8年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第24 議案第23号 令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第25 議案第24号 令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第26 議案第25号 令和8年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第27 議案第26号 令和8年度松前町水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第28 議案第27号 令和8年度松前町下水道事業会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(住田英次) 日程第23、議案第22号令和8年度松前町一般会計予算、日程第24、議案第23号令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第24号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議案第25号令和8年度松前町介護保険特別会計予算、日程第27、議案第26号令和8年度松前町水道事業会計予算及び日程第28、議案第27号令和8年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 当初予算の議案書の3ページ、お開きください。

議案第22号から議案第27号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第211条第1項及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、予算を調製したため、議会の議決を求めるものです。

当初予算の議案書5ページをお開きください。

議案第22号令和8年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ136億8,736万9,000円と定めるものです。

それでは、参考資料の51ページをお開きください。

内閣府が公表した1月の月例経済報告では、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」とされ、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される」とされる一方で、「今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」とされており、依然として不透明な状況が続くことが懸念されております。

また、国全体として、社会保障関係費の増大に見合う税収を確保できておらず、給付と負担のバランスが不均衡な状態に陥っており、国及び地方の長期債務残高は、令和7年度末で1,330兆円程度に達すると見込まれています。

このような状況の下で、地方公共団体が住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくためには、社会経済情勢の変化等を十分に見定めた上で、事業の目的や必要性等を検証し、時代に即した住民サービスの最適化を図っていく必要があります。

松前町の令和8年度予算では、歳入については、主要をなす税収において、近年の賃上げに伴う個人住民税所得割の増収と町内法人の設備投資による固定資産税（償却資産分）の増収を見込み、町税全体で前年度比1億6,370万3,000円を増額しています。また、堅調な伸びを示しているふるさと納税寄附金については、前年度比8,100万円を増額しています。

歳出につきましては、人件費、保育給付や自立支援給付などの扶助費、特別会計に対する繰出金などが増加しているほか、物価高への対応に係る経費についても増額しているものの、小中学校のGIGAスクールタブレットの一括更新の完了による物件費の減少や雨水対策事業をはじめとする普通建設事業費の減少などにより、歳出全体で8億2,081万2,000円を減額しています。

歳出全体では減額をしているものの、多額の一般財源を要する経費に大幅な増加が生じていることから、一般財源ベースでは2億9,809万5,000円増額しており、財源不足に対応するため、可能な限り地方債を充当するとともに、財政調整基金から4億4,000万円の繰入れを行っております。

このように厳しい財政状況ではありますが、より一層の歳入の確保に努めるとともに、事業の廃止、見直しに取り組み、限られた財源を真に必要な事業に配分することにより、

総合計画に掲げる「生きる喜びあふれるまちまさき」を着実に推進することができる当初予算として編成をいたしました。

以下、主要事業につきまして、5つの基本政策と関連させながら説明をさせていただきます。

1点目は、安全・安心な生活環境づくりです。

まず、消防の充実のため、第3分団消防詰所の建設工事を行うほか、第2分団及び第5分団消防詰所の建設に向けた準備を進め、消防団活動の拠点整備を進めます。また、小型動力ポンプ積載車などの更新を行い、消防団設備の充実強化を図ってまいります。

次に、防災・減災の促進のため、気象観測設備の観測装置の部分更新を行うほか、災害用備蓄品の整備と町内各所の避難所への分散備蓄、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組むことで、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、指定福祉避難所における避難環境の整備強化を図るため、段ボールベッド、発電機、備蓄倉庫など、必要となる防災備蓄品を購入いたします。

また、浸水被害の軽減を図るため、筒井地区の雨水対策として雨水貯留施設の整備工事を進めてまいります。

次に、防犯・交通安全の充実のため、運転免許自主返納者のうち希望する方に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

次に、環境の保全を図るため、家庭用蓄電池及び電気自動車の購入費用の一部を補助する制度を新たに設けます。

次に、循環型社会形成の推進のため、ごみの収集、運搬、処理を適正に実施しながら、指定ごみ袋の利用や分別を徹底するとともに、リサイクルを推進することにより、ごみの減量化を促進してまいります。

また、伊予地区清掃センターについて、運営に係る費用のほか、松山市へのごみ処理委託に必要な費用を負担します。

次に、コミュニティの育成のため、上高柳自治会が実施する集会所建築に要する費用の一部を補助するほか、町内6地区が実施する各地域の集会所の整備に係る費用の一部についても補助することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりです。

まず、福祉事業における連携や事務の効率化を図るため、総合福祉施設である福祉センターについて、引き続き社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行うとともに、社会福祉協議会に対する運営補助を行い、官民が連携、協力することで地域福祉の増進を図ります。

次に、高齢者の支援の充実のため、行政区、老人クラブ及び高齢者入所施設が行う敬老

事業に対して補助金を交付するほか、在宅で生活する難聴の高齢者を対象に、補聴器の購入費用の一部を補助します。

また、町内に介護老人福祉施設の開設を希望する事業者に対し、開設に必要な準備経費について町が補助金を交付することにより、開設時から安定した質の高い介護サービスを提供するための体制の整備を支援します。

次に、障がい者及び障がい児支援の充実のため、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう、自立支援給付、障害児通所給付などの事業を行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の自己負担分を助成します。

また、障がい者及び障がい児の相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センターを新たに設置をいたします。

そのほか、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画期間が令和8年度末をもって終了することから、これまでの取組や実績を評価・検証し、次期計画を策定します。

次に、子育て支援の充実のため、第2子以降の保育料無償化を引き続き実施することにより、子どもを生き育てやすい環境の整備を推進してまいります。

また、子どもの良質な生育環境を整備し子どもの育ちを応援するため、保護者の就労要件を問わず保育所等を利用することができる、いわゆるこども誰でも通園制度を新たに開始いたします。

また、出生数を向上させるため、愛媛県との連携事業として、出産世帯に対する応援補助金、奨学金返還支援補助金、不妊検査費や不妊治療における先進医療費に対する補助金の交付を引き続き実施をするとともに、遺伝性難病の早期発見と早期治療につなげるため、拡大新生児スクリーニング検査費の助成についても引き続き実施をします。

また、ヤングケアラーを早期に把握し、具体的な支援につなげるための調査、把握に努めるほか、関係機関を対象に研修を行うことにより、ヤングケアラー支援に関する理解促進を図ってまいります。

そのほか、子ども医療費助成については、引き続き助成対象となる子どもを18歳の年度末までとして実施をします。

次に、健康づくりの推進のため、生活習慣病の早期発見と重症化予防のための健康診査やがん検診の受診を促進するほか、生活習慣病予防に関する健康教育や健康相談を実施することにより、町民の皆様が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援してまいります。

また、出産後の育児不安や体調不安を解消するため、産後12か月以内の母親及び乳児で家族等から十分な支援を受けることができない方を対象に、心身のケアや育児相談、育児

指導等を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

また、産後の支援体制の強化を図るため、町内に産後ケア施設の開設を希望する事業者を募集するとともに、開設に必要な経費の一部を補助します。

また、公衆衛生の向上と増進のため実施する予防接種につきまして、令和8年度からRSウイルス感染症のワクチンが新たに定期予防接種化されることに伴い、対象者の接種に係る費用を負担します。

次に、社会保障を充実させるため、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して繰出金を支出し、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定化を図ってまいります。

また、マイナンバーカードの普及促進のため、引き続きマイナンバーカード関連事務を郵便局に委託し、町民の皆様の利便性向上につなげてまいります。

3点目は、豊かな心を育む人づくりです。

まず、学校教育の充実を図るため、障がいや特性のある児童生徒等の学校生活における安全の確保や円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置し、特別支援教育体制の充実を図ってまいります。

また、町内全ての小中学校体育館に空調設備を導入するため、整備工事に向けた調査及び設計を行います。

また、子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実を図るため、引き続き町内小中学校の学校給食費無償化を実施してまいります。

次に、生涯学習の推進のため、地区公民館において、eスポーツイベントなど多世代が交流することができるイベントを開催することにより、子どもの地域への愛着を醸成し、高齢者の生きがいづくりにも努めてまいります。

また、公共施設の長寿命化対策として、老朽化した文化センターの第2期改修工事に向けた工事設計を行ってまいります。

次に、スポーツの振興のため、アーバンスポーツ施設の整備に向けた検討会の実施と基本計画の策定を進めてまいります。

また、松前公園体育館に空調設備を導入するため、整備工事に向けた調査及び設計を行います。

そのほか、ホッケー教室、中学生の交流大会、ホッケーイベント等を開催することにより、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

4点目は、活力あふれるにぎわいづくりでございます。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など、土地改良施設の改修を行うことで労力の軽減や維持管理に係る経費を削減します。

また、農業の振興のため、農地の畦畔の除去に要する経費の一部を助成することによ

り、農地集積・集約化の促進を図り、効率的な土地利用による農業経営の拡大を支援してまいります。

また、水産業の振興のため、水産関係団体が行う種苗放流、まさきみなと祭り及び漁船処分に対して補助金を交付します。

次に、商工業の振興では、中小企業振興施策等を検討するための中小企業振興審議会を引き続き開催するほか、中小企業の事業成長を支援するサービス提供を引き続き実施します。

また、物価高騰、人件費の上昇、労働人口の減少等により、人材確保が一層困難となっている事業者に対し、補助金を交付することにより、中小企業等の人材確保と定着を支援してまいります。

次に、観光・交流機能の創出では、松前町の活性化と町民の皆様の活力増進を図るための夏祭りにおいて、にぎわいを創出する取組を支援してまいります。

そのほか、産業の振興と雇用機会の増大を図るため、条例に基づき東レ株式会社に対して工場等設置奨励金を交付します。

5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりでございます。

まず、上下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出します。

また、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽への転換または設置に対し補助金を交付します。

次に、市街地の整備では、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて必要となる事業用地の購入を行います。

次に、住宅施策の推進のため、町が耐震診断技術者を派遣し、耐震診断や設計を行うとともに、所有者が自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理に関して費用を助成し、既存の木造住宅の耐震化を進めてまいります。

また、空家対策を推進するため、特定空家等の認定を行うための詳細調査を引き続き実施するほか、空家等管理活用支援法人を活用する取組を新たに開始をし、町内の空家問題の解消に向けた取組を進めてまいります。

そのほか、老朽化している改良住宅の外壁及び屋根の改修工事を行います。

次に、道路・交通網の充実では、町内を巡回しているコミュニティバスの運行を支援するほか、新たに本格導入するまさきデマンドタクシーの運行に対しても支援を行ってまいります。また、伊予鉄道が導入する環境配慮型郊外電車新型車両及びレール、枕木の更新について、愛媛県と沿線市町とで費用の一部を補助し、持続可能な地域公共交通網の形成を支援してまいります。

そのほか、南黒田工業団地の整備を推進するため、アクセス道路の整備を進めるほか、道路環境を改善し交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について、安全かつ快

適に利用できるよう計画的に維持管理を行います。

次に、人口減少への対応と地域力の維持強化を図るため、地域外の人材を町内に呼び込み定住を促進する地域おこし協力隊制度を活用し、町内資源を活用した稼ぐ力と関係人口、次世代の担い手の強化を図ってまいります。

次に、持続可能な自治体運営では、地方公共団体情報システムの標準化・共通化のため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを標準準拠システムへ移行させます。

また、業務効率化を図るために導入したノーコードツールや自治体用チャットツールなどのさらなる活用を進めるとともに、愛媛県、県内市町と連携し、引き続きチーム愛媛で行政のDXを推進してまいります。

以上が令和8年度一般会計予算案の主要事業でございます。

前年度と比較いたしますと、参考資料の57ページの表にありますように、8億2,081万2,000円、5.7%の減となっております。

次に、財源につきましては、一般財源としては、その根幹をなす町税が45億7,428万6,000円、地方交付税が24億5,200万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから21億7,391万2,000円を計上しております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源としましては、44億8,717万1,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても、町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施してまいります。ゼロ予算事業では、様々な分野において既存の人材や施設を利用するとともに、情報発信、ネットワーク機能を活用して積極的に取り組んでまいります。

続きまして、議案書の95ページ、お開きください。

議案第23号令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ30億1,984万4,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、7,452万7,000円、2.5%の増となっております。

当初予算の議案書、121ページをお開きください。

議案第24号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ7億1,017万3,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、1億1,972万3,000円、20.3%の増となっております。

当初予算の議案書の141ページをお開きください。

議案第25号令和8年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定31億6,388万2,000円、介護サービス事業勘定1,680万円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定が1億246万5,000円、3.3%の増、介護サービス事業

勘定が70万4,000円、4.4%の増となっています。

当初予算の議案書、180ページをお開きください。

議案第26号令和8年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入5億7,900万4,000円、収益的支出6億6,236万2,000円、資本的収入3億9,056万2,000円、資本的支出6億2,042万2,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入4,413万6,000円、8.3%の増、収益的支出1億5,270万6,000円、30%の増、資本的収入3億6,783万円、48.5%の減、資本的支出3億2,364万9,000円、34.3%の減となっております。

続きまして、当初予算の議案書の214ページをお開きください。

議案第27号令和8年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億8,263万2,000円、収益的支出4億4,838万2,000円、資本的収入2億5,068万円、資本的支出5億1,161万4,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入593万5,000円、1%の増、収益的支出958万6,000円、2.2%の増、資本的収入2,878万円、10.3%の減、資本的支出2,786万5,000円、5.2%の減となっています。

以上が各会計の令和8年度当初予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第22号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第23号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託することに決定しました。

議案第24号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第25号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第26号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第27号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第29 研修報告

○議長(住田英次) 日程第29、研修報告を行います。

文教厚生常任委員会副委員長重松知之議員。

○文教厚生常任委員会副委員長(重松知之議員) 去る1月20日、21日に、岡山県奈義町、吉備中央町へ文教厚生常任委員会として、少子化対策、子育て支援に関する研修に参りましたので、御報告いたします。

奈義町は、5,112人、69.52平方キロメートルの、鳥取県との県境にある町で、2019年には合計特殊出生率2.95を記録し、全国的に注目された町です。

奈義町では、少子化による人口減少を町全体の最重要課題と捉え、少子化対策は最大の高齢者福祉という理念の下、町民と行政が同じ方向を向いて取り組んでいます。少子化は子育て世代だけの問題ではなく、地域全体の課題であるとの認識が共有され、若者から高齢者までが町の未来を考える姿勢が印象的でした。

子育て環境の整備では、なぎチャイルドホームを拠点に、世代を超えて子どもを支える体制を構築しています。高齢者も運営に関わり、地域ぐるみで子育てを支援している点が特徴的でした。また、しごとコンビニ事業により、子育て中の親が短時間でも働ける仕組みを整え、就労と定住の両立を図っています。

平成24年には、奈義町子育て応援宣言を發表し、少子化対策に本気で取り組む姿勢を明確にしました。一般会計の五、六%を子育て施策に充てるなど、予算面でも重点化が図られています。

奈義町の取組をそのまま導入することは難しいですが、住民の理解を得ながら思い切った施策を展開している点、そして人と人とのつながりを大切にしている点は大いに参考になります。今回の視察を通じて、議員として学びをどう町政に生かすかを考えていくことの重要性を強く感じました。

続きまして、2日目に参った吉備中央町は、人口9,920人で面積は268.78平方キロメートル。岡山県のほぼ真ん中に位置し、中山間地域にあります。

吉備中央町では、子どもはまちの宝物という理念の下、子育て応援宣言やベビーファースト宣言などを掲げ、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援体制を構築しています。子育て世帯応援金、結婚祝い金など、結婚から子育てまで一貫した支援が整備されています。

また、屋内型遊具施設キッズパークや子育て支援センターの充実など、子どもが安心し

て過ごせる環境づくりにも力を入れています。移住・定住支援としても、住宅取得奨励金100万円をはじめ、多様な支援策を展開し、出生数年100人を目標に掲げている点は明確です。

議会と行政の連携も強く、議員が町民の声を行政へ届ける姿勢が印象に残りました。一方で、支援が手厚いがゆえに満足度が必ずしも高くないという課題もあり、限られた財源の中での取組を丁寧に説明する議会の役割の重要性も感じました。

理念を明確にし、それを具体的施策として実行している吉備中央町の取組は大変参考になるものであり、今後の政策立案や議会活動に生かしていきたいです。

結びに、今回お忙しい中、快く研修を受け入れてくださいました奈義町、吉備中央町の皆様に感謝申し上げますとともに、ますますの御発展をお祈りして、研修報告とさせていただきます。

令和8年3月2日、文教厚生常任委員会副委員長重松知之。

○議長（住田英次） 文教厚生常任委員会の研修報告を終わります。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 去る2月9日から10日にかけて、佐賀県武雄市及び佐賀市にあるSAGAアリーナを訪問し、総務産建常任委員会の視察研修を以下のような内容で行ってきました。

最初の訪問地、武雄市においては、DX関連の取組について、また翌日のSAGAアリーナにおいては、施設見学をツアー形式で行った。

佐賀県武雄市は、平成の大合併で1市2町が一つとなり、面積195.40平方キロメートル、現在人口4万7,000人、県の西南部に位置し、雄大な山々に囲まれ、その山々を源とする川が注ぎ、盆地を形成し、土地は肥沃で本市の穀倉地帯となっている。また、有名な武雄温泉もあり、観光地としてもにぎわっている。

武雄市では、最初に、今回の研修目的であるDX関連の取組について、なぜスーパーアプリの導入を実施されたのか、その目的、現状の効果など事前質問の回答から始まった。

従来市の公式ホームページなどは、住民側の能動的アクセスが必要というのが課題だった。その点、スーパーアプリは、プッシュ通知機能により重要な情報を確実に住民の方々に届けることができるし、情報発信だけでなく、オンライン申請、イベント予約、ごみ収集日通知、防災情報、たけおPayとの連携など、様々な行政サービスをワンストップで提供できるので、大きな優位性があり、これが導入の理由となった。

ただ、初期導入費用として4,400万円、年間維持コスト650万円は、行政サービスの向上、情報発信の効率化などで、長期的にはコスパは良と考えられるが、今、導入1年未満でユーザー目標1万6,000人に対して3,500人という段階で、今後の拡大に向け課題もあり、そのためのいろいろな施策を打ち出している。

特に高齢者などスマホの不慣れな住民に対して、デジタルディバイド事業に取り組み、民間施設と庁舎内に1か所ずつのリモート相談窓口を設置、外部委託で毎日相談対応できるようにしたり、各町公民館での集合形式での講座の実施などで利用者拡大を図っている。約2時間、武雄市では上記のような質疑応答、充実した1日目の研修を終えた。

その後、同行の財政課の職員との意見交換の中で、松前町として今後のDX関連の行政サービスのプッシュ通知機能の重要性、機能拡張について、その必要性なども確認した。費用対効果面で、今あるLINE公式アカウントなどを利用して、町民の利便性を向上することを研究することで、スーパーアプリ的な効果を期待できないか検討してみたいが、たけおPayなどデジタル通貨については、拡張効果は期待できても、今すぐ取り組むものという判断には至らなかった。

研修2日目は、佐賀市に行き、SAGAサンライズパーク内のSAGAアリーナを視察見学した。佐賀市は、佐賀県の県庁所在地で、面積431平方キロメートル、人口約23万人。県内の経済、行政の中心地で、中枢中核都市に指定されている。JR佐賀駅から徒歩約15分、約1.4キロでSAGAサンライズパーク入り口に到着する。福岡市からのアクセスもよく、JRや高速バスなどで1時間前後で行ける便利さだ。

今回の研修は、アリーナの有料見学ツアーという形で、対応は指定管理者の事務局長及びスタッフさんによるものだった。

初めに、アリーナ建設に至る経緯、公設民営で指定管理者制度の下、経営理念や竣工後の実績、これからの課題など、我々の事前質問への回答も交えて説明を受けた。

元々、国体開催を契機にSAGAサンライズパーク内の一つとしてアリーナ建設が本格化し、県がスポーツを生かし、人づくり及び地域づくりをさらに推し進めるために、SAGAスポーツピラミッド構想推進条例を制定し、これをSSP構想と称し、加えて、稼ぐスポーツという考え方、可能性が広がった。その上で、SAGAアリーナはスポーツのみならず、コンサートや学会等の大規模大会、展示会など総合エンターテインメントの発場の場となる経済波及効果を最大限に発揮するための稼ぐ施設となっていき、より多くの集客が望める施設を目指しているとの説明があった。総工費約250億円、今なら400億円は越えるだろうとのこと。また、年間維持費に約11億円はかかるのが実態。延べ床面積約2万9,800平方メートル、鉄骨造り地上4階建て、メインアリーナ最大収容人員約1万人、座席数にして8,400席、サブアリーナ約450席、設備面でもセンタービジョン、壁面大型ビジョン、リボンビジョン、国内最多の豊富な席のバリエーション、様々なシーンで活用できるプレミアムフロア、特に女性トイレなどは最大164など、世界に誇れるアリーナとなっていて、移動通路幅も広く、災害時の防災拠点にもなっているとのことだった。

約1時間の説明の後、実際にアリーナ内部の施設を見学させてもらい、その圧倒的スケールと一貫したコンセプトを表現しているデザイン性、細やかな配慮、再生可能エネルギー

ーを利用した施設内容に驚きを隠せなかった。遠くからでも一度訪れた人々がわくわくしてリピートしたいコンテンツがふんだんにあること、さらには駐車場に関しても、学ぶべきものがあった。

駐車場は、極力抑え、必要最低限にし、アリーナでの大型イベント開催時には歩くスタイルを強力推進、定着を図り、県と市が連携し、隣接する市文化会館において一体的な駐車場管理システムの導入、駐車場の共用化と運営システムの安定稼働を実行し、歩道を利用した町のにぎわいづくりにも貢献している。

町として、今回の施設見学で、構想の段階ではあるが実際にアリーナを建設するとしたら、明確なビジョン、多くの人々の理解を得るコンセプトの上に綿密な計画が必要で、クリアしなければならないハードルは幾つもあることが明白になった。

まずは、子ども議会から発信された本町のアーバンスポーツ施設計画においても、検討委員会で十分な検討をしてもらい、しっかり開示してもらうことから始めることが重要になるだろう。その上で、このビッグプロジェクトも、環境を整えば一考の余地があると言えよう。

以上のような2日間の視察研修だったが、非常に有意義な時間を共有できたこと、お忙しい中、終始対応していただいた相手先関係各位には心より感謝申し上げたい。

以上、研修報告といたします。

総務産業建設常任委員会藤岡緑。

**○議長（住田英次）** 総務産業建設常任委員会の研修報告を終わります。

議会広報常任委員長渡部恵美議員。

**○議会広報常任委員長（渡部恵美議員）** 議会広報常任委員会では、2月18日から19日の日程で視察研修を行いましたので、御報告いたします。

まず1日目は、神奈川県開成町議会において、広報を最大のツールとして議会改革を進める先進事例を学んでまいりました。

開成町議会では、小中学校の授業のために議場を使用することを推進し、夏休み中には自習室として一般開放しています。また、小学校への出前授業や学生のインターンシップの受入れも行っています。

開成町議会の広報広聴常任委員会には、広報分科会と広聴分科会があり、議長を除く議員全員で構成されています。その中でも一番の驚きは、広報発信を読むではなく見る、魅せることに主眼を置き、議会独自のウェブサイトを開設しているということです。紙面での広報も継続しながら、議員が動画で発信しています。

開成町は、年間90もの自治体から研修を受け入れています。そのような中でも、チーム議会として議会改革に取り組んでおり、その熱量に圧倒されました。

私たち当委員会では、この研修を生かし、町民の皆様には議会への理解や関心を持ってい

ただために、議員一人一人が地域に溶け込み、町内の実態を把握し、広聴や取材に取り組んでいこうと思いました。

2日目は、東京都全国町村議員会館において、広報クリニックを受けました。

このクリニックでは、全国の町村議会から寄せられた議会だよりを専門の講師が審査しています。

まず、分科会で学んだことは以下のとおりです。

住民側に立って作成する。住民ニーズに合致する内容であること。住民の声の掲載とその答えとなる企画も必要。読んだ人が自発的に行動する、発信するというゴールを意識して作成することです。

次に、まさき議会だよりについて詳しくアドバイスをいただきました。

イラストよりも写真を使用し、人物の写真は会話をしながら撮影する。色を使い過ぎない。インタビューするならテーマを設定して特集にしてはどうか。住民の意見を取材し、名前、写真、住まいを表記する。

これらのことを参考にしながら、多くの町民の皆さんに読んでいただける議会だよりになるよう取り組んでまいります。

最後に、視察研修を受入れ、対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、今回の研修報告といたします。

○議長（住田英次） 議会広報常任委員会の研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 重 松 知 之

松前町議会議員 池 内 邦 仁



3月9日（第2号）

令和8年第1回松前町議会定例会会議録

令和8年3月9日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

12番 村井慶太郎

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町 長           | 田中浩介 |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 金子貴徳 |
| 産業建設部長        | 山田善仁 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 平村展章 |
| 財政課長          | 中村明博 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 楠田 洋子  |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 大塚 英輔  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 柏原 正   |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 田中 志延 |
| 議会事務局<br>書記 | 坂本 礼子 |

令和8年第1回松前町議会定例会

議事日程表 No.2

|             |            |    |
|-------------|------------|----|
| 令和8年3月9日(月) | 午前9時30分    | 開議 |
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名 |    |
| 日程第2        | 一般質問(提出順位) |    |

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告いたします。

12番村井慶太郎議員から欠席届が提出されています。

午前9時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

3番池田幸子議員、4番西村元一議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

1番重松知之議員。

○1番（重松知之議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議席番号1番、重松知之、通告書に従い質問いたします。

現在、松前町の住民基本台帳による最新の総人口は約3万人であり、そのうち65歳以上の高齢者は人口の32.0%を占めております。

近年、本町の人口は、大きな減少こそしていないものの微減傾向が続いており、今後の人口動向については注視していかなければならない状況にあると考えます。

また、高齢化率の上昇とともに若年層の割合が徐々に低下していることから、地域の担い手不足や自治会活動など、地域コミュニティの維持にも影響が出てくることが懸念されております。

特に、若い世代が地元に住み続けることができる環境をどのように整えていくのか、また町外へ転出した若い世代が将来戻ってきたいと思えるまちづくりを進めていくことは、今後の松前町にとって大変重要な課題であると考えております。

一方、本町の都市計画区域に目を向けますと、市街化調整区域の面積は1,641.9ヘクタールであり、都市計画区域全体2,038.0ヘクタールのうち約80%を占めております。

市街化調整区域は、都市計画第7条に基づき市街化を抑制すべき区域として指定されて

おり、無秩序な開発を防止するとともに、農地や自然環境を保全するという重要な役割を担っていると認識しております。

私自身、この制度の趣旨については理解しているところでありますし、農地の保全や環境保護という観点からも、その必要性は十分認識しております。

しかしながら、その一方で、市街化調整区域では住宅の新築や用途変更などに厳しい制限が設けられているため、例えば若い世代が実家の近くに住宅を建てたいと思っても制度上それが難しいケースもあり、結果として町外に住宅を求めざるを得ないという声も聞かれるところでもあります。

このような状況が続けば、地域の人口減少や高齢化の進行、さらには地域コミュニティの維持にも影響を及ぼす可能性があるのではないかと懸念しております。

本町では、市街化調整区域の地区計画運用方針を策定し、建築物の敷地面積や壁面位置、建物の高さなどの基準を定めることで、既存集落の維持や一定の土地利用の誘導を図っているものと承知しております。

この地区計画制度は、調整区域の中においても、地域の実情に応じた土地利用を可能にする仕組みとして重要な役割を担っているものと考えます。

しかしながら、実際の現場では、調整区域内で住宅建築を検討する住民の方が、制度の内容が分かりにくい、あるいは手続が複雑であると感じ、最終的に住宅建築を断念してしまうといったケースもあると耳にしております。

また、本町では、住宅建築を希望する住民に対し、手続の流れを示したフローチャートを作成し、相談窓口で案内を行っていると同っておりますが、その周知がどの程度進んでいるのか、また実際の活用につながっているのかについても気になるところであります。

そこでお伺いいたします。

市街化調整区域の地区計画運用方針の運用実績や住宅建築などの許可件数、また住民への周知状況について、具体的な数字も含めてお示しください。

続いて、制度上の大きな転換点についてお伺いいたします。

昨年、令和7年10月1日から、松前町が開発許可権者となりました。つまり、これまで愛媛県が担っていた開発許可に関する窓口が町へ移行したことにより、地域の実情をより反映した迅速で柔軟な対応が可能になるのではないかと期待しております。

これまで県の判断に委ねられていた部分についても、町として主体的に関与し、地域の課題や将来のまちづくりを踏まえた判断ができるようになるという点で、大きな意味を持つ制度変更であると考えております。

一方で、この制度移行に伴い、町としての審査体制の整備や職員の専門知識の確保、許可基準の運用など、新たな責任も生じることになります。

そこでお伺いいたします。

開発許可権者への移行に当たり、町としてどのような準備を進めてきたのか、また今後の運用方針や許可基準の見直しについてどのように考えているのか、お聞かせください。

最後に、提案を含めてお伺いいたします。

松前町内においては、地区によって土地価格に差があることも事実であります。こうした状況を一つの地域特性として捉え、例えば比較的 land 価格の低い地域においては若年層向け住宅の誘導を図るなど、地域の特性を生かした土地利用政策を検討していくことも一つの方向性ではないかと考えます。

また、住宅だけでなく、空家の活用や地域コミュニティの維持といった観点からも、市街化調整区域の在り方について、今後、より積極的に議論していく必要があるのではないかと感じております。

そこでお伺いいたします。

市街化調整区域を含めた松前町全体の土地利用の将来像について、また土地価格や地域特性を踏まえた地区別施策やロードマップについて、町としてどのようなビジョンを描いているのかお示してください。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

市街化調整区域についてお答えいたします。

まず、運用状況と住民への認知度については、調整区域内で住宅建築を希望する方が手続を理解しやすいよう、町では手続の流れを示したフローチャートを公開しています。これは、窓口で住民の方に分かりやすく説明するためにまとめたフローチャートであるため、許可件数や申請数と直接的因果関係があるものではございません。

引き続き、窓口での丁寧な相談対応や広報活動を通じて、住民の理解促進と制度の利便性向上に努めてまいります。

次に、窓口が県から町に変わったことについて、開発許可の権限が県から町に移譲されたことに伴い、本町では建築技師等の専門職の採用を進めるなど、運用体制を整備しております。基本的な運用基準は県の基準を踏襲しており、内容に大きな差異はございません。

ただし、今後この基準が本町の実情と合わない場合につきましては、都市計画法令等の整合を図りつつ、地域の実情に即した許可基準の見直しを進めてまいりたいと思います。

最後に、今後のロードマップについては、まず今後20年を見据えた町の将来像と整備方針を示す都市計画マスタープランの中で、土地利用の全体ビジョンを明確にしてまいります。

あわせて、人口減少時代にあっても持続可能なまちづくりを実現するため、居住や都市機能を適切に誘導する立地適正化計画の策定に取り組んでおります。

この計画策定の過程では、町民の皆様を対象としたアンケート調査を実施し、地域の活性化や土地利用に関する貴重な御意見をいただきました。

いただいた御意見は、今後の土地利用方針を検討する上での重要な指針として位置づけ、都市計画マスタープランや立地適正化計画に反映してまいります。

本町は、松山広域都市圏の一部として位置付けられ、地理的には松山平野の南の玄関口に当たり、交通アクセスにも優れています。この立地を生かし、今後の発展の可能性は十分にあると考えております。

そのため、住宅と産業のバランスを取りながら、将来のまちの姿を住民と共有し、町民の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、段階的に実現していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） マスタープラン、立地適正化計画はよく分かりました。

それも踏まえてなんですけど、例えば都市計画法34条の11号なんかにあるとおり、柔軟な導入による建築の許可といったものがないのかなというのを考えるところであります。というのが、私の住んでる西古泉なんかでも、やっぱりどうしても今の市街化調整区域、何とか外してくれないものかといった声もたくさんよく聞きますし、そのような声というのは届いていないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 重松議員の非常に前向きな御質問、大変ありがたく感じているところでございます。

1点だけ、重松議員、今回ですね答弁の内容はですねそこに沿って回答してたので、よかったですら次回、おっしゃっていただいた質問内容をもっと明確に教えていただくと、もっと前向きな答弁もできたかなと思うところでございます。

確かに重松議員がおっしゃられるように80%が調整区域でございまして、西古泉エリアでそういう声を聞いていると。ほかのエリアでも同じくそういう声は聞いております。今ですね進めていこうと思ってるのが、市街化調整区域内の例えば既存宅地である、既存宅地は問題ないんですけども、分家で農家住宅で建てたお家なんかが、大体そこが次に建て替えができないとか、もしくは売ることができないというような場所が出てきてます。これは実際に課題だなと思っています。

それ何が問題かという、昭和46年に線引きというのが行われて、そういう土地に関しては、その前から宅地であれば、家が建っている土地であれば、また建て替えなり売買ができるんですけども、そうでない場合は、今実際はもうそのままでは置いておけない。

これ本当に不動産の流動性としても非常に非経済だと思ってます。例えば、もう家が建っている宅地の場所ですね、これは北伊予とか岡田は特に多いと思うんですけど、その言うたら次の世代、我々の世代であるとか次の世代が非常に困っている、そんな状況があります。

課長からの説明にもありましたように、松山広域の中に位置付けられているために、これ町単独でなかなかその規制の撤廃というのができないような状態です。やはり、この3市2町、この中予管内で同じような方向性で進めていきたいという意向を伊予市もほかの町も持っておられますので、一緒に県にも相談をするし、そういった規制の撤廃のほうに動いていきたいと、まずはその、1段階そこを解消していきたいというふうに考えております。

あと、土地が安いエリア、確かに松前町内も、松前町は横に7キロでございますので、市街化の部分と例えば東側の農地のエリアでは結構価格差があったりします。そういうところを、例えば駅周辺に地区計画をつくっていくようなことをして、住宅として若者向けに出していくようなことも可能性としては考えられるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 町長から非常に前向きな分かりやすい説明をいただきましてありがとうございます。

続いて、2つ目の質問に参りたいと思います。

多文化共生のまちづくりについて。

本町の人口は約3万人、うち外国籍の住民はおよそ400人に上り、昨年の新聞の報道では、10年前と比べて約1.9倍になっております。特に、ベトナムや中国、フィリピンなどから来られている方々が増えており、技能実習生や留学生、そしてその御家族の定住も進んでいます。一方で、言語、生活習慣の違いにより地域社会とのつながりが生まれにくい、行政情報が十分に伝わらない、子どもの教育や医療アクセスに不安があるといった声も聞かれます。

松前町は、高齢化率が約30%に達し、労働力人口の減少が続いています。外国人住民は地域や産業を支える重要な存在でありながら、生活支援体制や多文化共生の環境整備はまだ十分とは言えません。

そこで、以下についてお伺いします。

1つ目、外国人住民数の推移と現状把握について。

本町として、国籍別、年代別の外国人住民数をどのように把握し、将来推計をどのように行っているのでしょうか。

2つ目、行政情報、防災情報の多言語対応について。

災害時の避難所案内や役場からの通知など、多言語化はどの程度進んでいるのでしょうか。

続いて、外国人住民との共生は町の将来像に深く関わる課題です。例えば、愛媛県内では松山市が、まつやま国際交流センターにおいて相談窓口や日本語教室を設置しており、本町としても県や近隣自治体と連携して支援ネットワークを構築する必要があるのではないのでしょうか。

また、町内企業に勤める技能実習生や留学生が安心して働き、学べる環境を整えることは、町の産業振興や定住人口の確保にもつながります。町の未来を支えるのは、国籍を問わず、共に暮らす全ての住民です。外国人住民を町に受け入れる対象として捉えるのではなく、町を共につくる仲間として位置づけ、行政、学校、地域が連携して支援していくことが求められています。

以上を踏まえ、多文化共生推進に関する具体的な取組について、松前町として多文化共生計画を策定する考えはあるのか。また、県や近隣自治体の施策などをどのように参考にし活用していくお考えか伺います。

続きまして、外国にルーツを持つ幼児の受入れと多言語支援の体制整備について。

本町でも、外国籍あるいは外国にルーツを持つ幼児が確実に増加しています。これは全国的な傾向であり、文部科学省の外国人幼児児童生徒数2025年では、過去10年間で約1.8倍に増加していると報告されています。

しかしながら、本町の幼児教育現場では、この増加に見合った多言語支援体制が十分とは言えません。多くの保育教育施設では、入所、認定書類の作成、配布物の翻訳、日常のコミュニケーション、家庭訪問、個別面談、緊急時の送迎、巡回相談、小学校への接続支援、これには公的支援制度の紹介、必要書類作成、小学校との就学相談対応などを含みます。

このように、大変多岐にわたる支援対応を通常業務に上乗せして行っているのが現状です。こうした状況は、各施設が教育・保育施設としての責任感から支えている側面が大きく、制度としての持続性と公平性の観点からも、改善が必要であると考えます。

特に、公平性の観点では、外国にルーツを持つ家庭は、生活上の困難を抱え、頼れる親族も近くにいない場合が多く、日本人家庭向けの制度以上に手厚い対応が必要となることがあり、現場の負担が偏在しやすい状況にあります。

行政サービスとして本来担うべき部分が現場の尽力に吸収されているという構造的課題について、町としても認識し是正していく必要があると考えます。

続いて、法制度の観点から申します。

幼児教育施設における外国人指導の支援について、文部科学省は教育の機会均等法、機会確保法、外国人児童生徒教育の手引などにおいて、自治体が主体となった支援体制の整

備を求めています。

特に、母語支援員の配置、通訳支援の整備、コーディネーターによる関係機関連携、これらは自治体の役割として明記されています。

したがって、本町としても現場の努力に依存するのではなく、制度として支援体制を整備することが求められています。

これらを放置してしまった場合のリスクについて申し上げます。

対応が遅れてしまった場合、就学準備の遅れ、健康診断や予防接種の未受診、緊急時の安全リスク、適応不全、不登校、さらには職員の離職など、子ども、家庭、施設に深刻な影響をもたらします。

これらを踏まえ、質問いたします。

第1に、本町における外国にルーツを持つ幼児の実態や支援上の課題をどのように把握していらっしゃるか伺います。

また、私は本町、保育所、幼稚園、小学校、関係機関等が参加する、これは仮称になりますが、多言語支援検討連絡会を立ち上げて、現場の課題共有と支援体制の検討を行うことも有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、行政による子育て支援、特に言語面での対応について伺います。

外国にルーツを持つ家庭においては、制度があっても情報を読めない、制度の存在を知らない、申請が複雑といった課題が生じがちです。そこで、子育て支援制度に関する行政文書、これには就学手続を含みますが、これの多言語対応として、1、公式英語版をはじめとする多言語版の整備、2、多言語による説明、相談、申請サポート体制の構築、これは動画説明やピクトグラム化のような具体策を含みますが、これらについて今後どのように進めていくか、考えを伺います。

第3に、保育・教育施設への具体的支援について伺います。

1、多言語支援員の派遣や巡回による現場支援、2、多言語化対応に係る経費の支援など具体的な支援策を検討する御意向があるのか伺います。

なお、具体的な支援策を検討していくに当たりましては、まず現場でどのような課題が生じているのか、またどの程度の経費負担や支援ニーズがあるのかといった実態を的確に把握することが不可欠であると考えます。

そのための第一歩として、先ほど申し上げました（仮称）多言語支援検討連絡会を立ち上げ、町と教育・保育施設が情報を共有しながら、課題の整理と支援の方向性を検討していく場を設けることも有効な方策の一つでないかと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 外国人住民の把握については、入管法に基づく在留資格を有する方が住民基本台帳法に基づいて転入届を提出することで行っています。これにより、国籍や年代などの基本情報を町として把握、管理しています。

令和8年1月末現在、本町の外国人住民は、男性140名、女性254名の合計394名で、アジア諸国を中心にアメリカ、ヨーロッパ、アフリカなど19か国に及びます。令和元年末の136名から3倍近く増加しており、今後も一定の増加傾向が続くと見込まれます。

人口ビジョンにおける将来推計は、日本人、外国人を合わせて推計しており、現時点で外国人のみを対象とした推計は行っておりませんが、労働力や地域コミュニティの一員として重要な存在であることから、国や県の統計データを活用し、動向の分析を継続していきます。

多言語対応については、生活に身近な行政サービスを中心に、必要な分野から順次拡充しています。子育て支援分野では、妊娠から出生後の各種手続や事業の案内について英語表記を使用するなど、外国人への対応を行っています。また、生活情報として、ごみカレンダーを英語、ベトナム語で作成、配布しているほか、昨年10月から12月まで新たに実施したデマンドタクシーの実証運行でも英語版チラシを作成し、利用案内の充実を図りました。

災害時の情報発信については、現時点で町独自の多言語媒体はありませんが、外国人住民には、国際交流担当課を通じ、観光庁監修の防災アプリ Safety tips など、多言語対応アプリの利用を案内しています。

次年度以降に作成予定のハザードマップについては、多言語化を視野に検討を進めているところです。

多様な文化的背景を持つ方々が安心して暮らし、地域の一員として活躍できる環境づくりは、本町にとっても今後重要性が高まる課題です。現時点では、外国人住民が比較的に少ないことから、まずは既存施策の中で生活支援、行政サービスの充実を図る段階と位置付けております。

町独自の多文化共生計画は未策定ですが、総合計画において多文化共生の環境づくりを主要施策として掲げており、国の推進プランと連携しながら町の実情に合った形で取組を進めています。

今後は、近隣市町の実践を参考にしながら、愛媛県国際交流センターやまつやま国際交流センターなどの支援ネットワークとも連携し、本町に適した施策を積極的に取り入れ、外国人住民の方々が地域社会の一員として活躍できるよう、多文化共生のまちづくりを着実に進めてまいります。

続きまして、海外にルーツを持つ幼児の受入れと多言語支援の体制整備についてお答えいたします。

初めに、本町における海外にルーツを持つ幼児の実態や、保育・教育現場で生じている支援上の課題をどのように把握しているか、関係機関等が参加する多言語支援検討連絡会（仮称）を立ち上げ、現場の課題共有と支援体制の検討を行うことも有効だと考えるが、町の考えはとの御質問についてお答えいたします。

現状では、本町における海外にルーツを持つ幼児の数は比較的少なく、支援体制を整備する必要性は低いと考えています。

しかし、今後多文化共生社会が進展し、保育・教育現場での多言語支援の重要性が増すことが予想されますので、先進事例を参考にして現場の課題や支援の在り方について研究していきたいと考えています。

そのような中において、議員御提案の多言語支援検討連絡会（仮称）のような組織体の設置についても有効であるということであれば、人的資源や財政面も考慮しながら、必要に応じて検討したいと思います。

次に、子育て支援制度に関する行政文書（就学手続含む）の多言語化について、1、公式英語版をはじめとする多言語版の整備、2、多言語による説明、相談、申請サポート体制の構築、これらを今後どのように進めていく考えかとの御質問についてお答えします。

子育て支援制度に係る妊娠から出生後の各種手続や事業の案内について、妊娠8か月時の相談や乳幼児健康診査に英語で対応しているほか、母子手帳を英語、中国語、韓国語、ベトナム語の4言語で交付しています。

また、子どもの予防接種に関して、外国語版の予診票や関連資料を整備しています。

さらに、事業案内やアンケートも英語表記を併用し、窓口対応においては、スマートフォンの翻訳アプリを活用することで多言語による説明、相談、申請サポートを行っています。

また、町立保育所及び幼稚園においては、これまでに対象となる園児は在園していましたが、保護者や園児とのコミュニケーションを図りながら対応してきました。

なお、多言語版の整備、多言語による説明、相談、申請サポートについては、今後順次拡充していきたいと考えています。

次に、保育・教育施設への支援として、1、多言語支援員の派遣や巡回等による現場支援、2、多言語対応に係る経費への支援など具体的な支援策を検討する意向があるかとの御質問については、今のところ保育・教育現場における多言語支援のニーズは限定的であり、今すぐ支援員の派遣や経費支援を行う必要性は低いと考えています。

ただし、今後、多文化共生社会の進展に伴い、支援策の必要性が高まることも考えられますので、先進事例を研究し、現場のニーズを見極めた上で、柔軟に対応を検討していきたいと考えています。

なお、保育・教育現場だけでなく、地域住民やボランティア団体が協働して支援できる

よう、地域ぐるみの支援体制づくりも視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 先ほど副町長から答弁いただきました。

今のところ、やっぱり外国にルーツを持つ幼児等々は少ない、住民も含めて少ないということなのですが、このネット社会で私が懸念しておりますのは、やはり何がきっかけで、今の言葉でいうとバズるといった表現があると思うんですが、可能性があるか分かりません。急激に増える可能性も、何がきっかけで松前町の例えば魅力が全世界に発信されて、松前町はこんなにいいところなんだっていう認識がされたら、こんなにいいところがあるんだっていうことで全世界から押し寄せるとまではいかないにしても、今後増えていくという可能性がなきにしもあらずという、私は懸念というか、半分期待もしつつ感じております。

そういう中で、急激にもし増えた場合の対応についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） ありがとうございます。

急激に増えた場合というのが、ちょっと1点教えていただきたいのが、住む人が増えるパターンなのか、インバウンドのように来訪者として増えるパターンを想定してる、そこを1点お聞かせいただけたらと思います。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 住む、定住ということで考えております。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 住む方が急激にもしかして増えるんじゃないかということでございますけども、1問目の質問ともちょっとラップしてきますけども、なかなか一撃で増えるという場所がないという状況でございますので、一気に定住人口が外国人の方が増えるということは、まず受皿としてアパートやマンションもそう多いエリアではございませんので、そういった定住人口の外国人さんが急激に増えるということはあまりないのかなというふうに想定しています。

仮にそれがあった場合として、想定の場合で考えるとすれば、やはり外国人の方が急に増える場合に備えて、先ほども副町長が答弁していましたが、そういった体制を整えていくっていうことは十分に考えていかなければならないかな。

今現状としてあるのが、やっぱり日本の慣習になじまない外国人の方々、やっぱり知らないだけということもあります。そこで、やっぱり増えてきてるのは間違いないので、そういった受皿というか、この中でも検討会のようなのが御提案いただいていると思うんです

けども、今現状としては、保育所の中で言うと町立が5個と私立が5園ございます。その中で、町立で外国人のお子さんがいらっしゃる園が1園、私立だと2園ございます。じゃけん、10分の3が今もう外国人籍のお子さんがおられるという状況でございます。やっぱり、現場においてはやはり言葉の壁というものがある場合もございますけども、今喫緊の課題としては、現場から上がっているっていうような状況ではございません。

ただ、それを何も準備せずに待っているという状況はよろしくないと思っておりますので、まずは検討会の前に町立、私立含めて意見交換できる場、どういうことで困っているのか、今後どういう体制をしいていくべきなのかというのをまず始めるような意見交換会などをしていくべきじゃないかなというふうに考えております。

○議長（住田英次） 重松知之議員。

○1番（重松知之議員） 先ほど町長から、公立、私立を含めてそういう場を立ち上げていけるかという前向きな答弁をいただきました。

私思うのは、やっぱり町として公立、私立が共に力を合わせて全ての子どもたちに、住民も含めてですけども、子どもたちのために例えば保育の現場では質の高い保育が提供できるような持続可能で公平性の高い多言語支援体制の整備が急務であると考えております。

外国にルーツを持つ子どもたちを積極的に受け入れたいと願う教育機関が、公立、私立問わずに等しく教育等の支援を受けて専門性を発揮できる仕組みを構築することこそが、町全体の将来的な面で含めて教育力向上、住民力の向上につながっていくのではないかと考えております。

町として本当に前向きにそういうふうに考えていただけるということで少し安心しました。よろしくお願いいたします。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 重松知之議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず1番目、学校給食費についてです。

給食費の無償化は、令和8年4月から、公立小学校に通う全ての児童を対象に、所得制限なしに全国一律に実施される予定ですが、今後の課題はというところで、松前町では現在、小中学校の給食無償化を自治体独自で実施しています。今回の国の決定は、完全な無償化を前提とするものではなく、自治体の財政や給食の質を配慮しつつ、保護者負担の抜本的な軽減を図る取組であり、制度の前提となっています。

給食無償化における支援額は、完全給食の場合、児童1人当たり月額5,200円が基準とされています。この金額は、近年の物価動向を加味して設定されたもので、給食費が支援の基準額を超える自治体については、差額を保護者が負担する場合があります。

国は、全国一律の基準額を示しつつ、今後も取組の実施状況や物価動向を踏まえ、適切な額を設定していく方針としています。

本町の場合は、既に全額無償化を実施していますので、国の支援分は町の負担軽減になります。その負担軽減の分の一部を食材の品質向上や物価高騰対応等に充てれば、栄養バランスに配慮した献立維持ができます。現在の学校給食費の本町の無償化という施策について、今後の考えられる課題を以下のような視点から伺います。

1つ目、保護者の負担軽減という面からも、今後も物価変動に左右されることなく一定の支援は続行されると思いますが、国の補助分で余裕ができた給食費をどのように使っていくのでしょうか。

2つ目、保護者側にもいろいろ考えはあると思いますが、費用負担よりも給食の内容、つまり食材やメニュー、栄養面などが充実することを希望する方々も多いのではないのでしょうか。この機に、地産地消、オーガニック食材の使用等の、以前にはなかなかできなかった給食内容の充実、見直しを検討できないのでしょうか。

3番目、現時点では多くの自治体で新たな実質負担は生じにくい設計になっていますが、一方で、恒久的に維持されるかどうか、将来的に支援水準が見直される可能性もあります。その際、給食の質が低下しないように、給食の質を確保する姿勢を明確に示していただけるのでしょうか。まず、この質問からお願いいたします。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

**○町長（田中浩介）** まず、学校給食に関する御質問のうち、国補助分で生じる財源の活用についてお答えをします。

本町はこれまで、子育て支援の柱の一つとして、町立小中学校給食費の無償化を国に先行して独自に実施をまいりました。今回、国が示した月額5,200円の支援措置は、本町にとって財政負担の軽減となるものであり、率直にありがたいものと受け止めております。

仮に、小学校の児童1人当たり月5,200円が措置されれば、年間では相当規模の財政負担の軽減となります。これは、単なる余剰ではなく、これまで町が一般財源で支えてきた部分への補填であります。

しかしながら、議員もこれまでの予算審議で御承知のとおり、令和6年度からは、人事院勧告に伴う職員給与の改定により、年間人件費が約1億6,000万円増加しております。また、道路維持補修などの建設コストは従前の約1.5倍に上昇しており、光熱費をはじめ

とする物価全体の上昇も続いております。

これらの固定的な経費は増加傾向にあり、給食費の一部に国の支援が入ったとしても、町全体に直ちに余力が生じる状況とは言えず、歳入面におきましても、自主財源の基幹税である個人住民税や固定資産税が歳出の伸びを十分に吸収できるほど増加しているわけではありません。予算の編成は、個別事業だけではなく、町が行う事業全体のバランスの中で判断する必要がございます。

本町では、高齢化の進行に対応した地域公共交通の充実としてデマンドタクシーの本格導入を予定しているほか、中小企業振興、さらには社会保障関連費など扶助費の増加にも対応していく必要がございます。

そのため、小学校の給食費に国の支援が入ったとしても、そのみをもって直ちに財政に大きな余裕が生じるものではなく、現時点では今の水準を確実に守ることが責任であると考えております。

次に、給食内容の充実、見直しの検討についてでございますが、給食の本質は教育の一環であり、単なる昼食の提供ではないと考えております。

本町では、2名の栄養教諭が必要な栄養素の分量を計算し、成長段階に応じた献立を提供しており、国費の支援の有無にかかわらず、必要な栄養を確保するという姿勢はこれからも変わりません。

その上で、今回の財政負担軽減により、地産地消のさらなる推進、地元農産物の活用拡大、季節感のある献立づくり、食育との連動強化など、質の向上につながる取組については、今後研究、検討する価値は十分にあると考えております。

ただし、オーガニック食材の導入につきましては、価格や安定供給の課題がございます。給食は、全員に毎日安定して提供することが最優先であり、この原則を崩さない範囲で段階的に検討していくことが現実的であると考えています。

次に、将来の制度見直し時の質の確保についてお答えをします。

御指摘のとおり、国の支援水準が将来的に見直される可能性は否定できません。

しかし、本町では、無償化を国が始めたから実施したのではありません。子育て世帯を支えるという明確な政策意思の下、独自に決断した施策です。したがって、国の支援の有無によって給食の質を下げる考えはございません。必要な栄養水準は必ず確保をします。成長期の子どもへの投資を後退させることは考えておりません。

給食の質は、単に財源の余裕で決まるものではなく、最終的に子どもたちをどう守るかという町の覚悟であると考えております。限られた財源を全体最適の視点で配分することが、町政運営の責任であると考えております。将来、制度が変わった場合でも、子どもたちの健康と成長を最優先に判断してまいります。

本町の給食無償化は、単なる負担軽減策ではなく未来への投資です。その姿勢に揺らぎ

はありません。国の支援は歓迎しつつも、主体はあくまで松前町であり、子どもたちの食の質を守る責任は、これからも町が担ってまいります。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、町長の力強い御回答をいただきまして大変うれしく思っておりますが、バランス的に考えて、軽減された分を全部が全部給食費に充てるということは、その余裕分をほかの今大変困ってるところに多少配慮するということは、これはもう無理はないことだと思ってるんですけども、給食費の部分ですから、やはりその部分について、季節感のある献立づくりとかいろいろやってらっしゃると思うんですけども、その部分の、オーガニックはちょっと難しいという、数の問題とかあるということなんですけれども、地産地消のさらなる推進とか地元農産物の活用拡大、これは私はもうぜひやっていただきたいなということで、今もやってらっしゃると思うんですが、さらに強化していただけたらなと思います。

その本質的な精神として、もともと本町は無償化を国が始めたから実施したのではなくて、それに先行してやってらっしゃいますし、また今は国は小学校だけですけれども、小中両方を先んじてやっておられるので、このことについては松前町は胸を張って言えるのではないかなと思います。

また、最終的に子どもたちをどう守るかというのが町の覚悟だと考えているというようなお考えもしっかりと持っておられるようなので、給食無償化での負担軽減のことについては、本来的にバランスということで考えていただきたらと思うんですが、1点ちょっと、この間私たまたま女性議員の有志のグループで今治にちょっと学校給食の件で行ってまいりました。あそこはセンター方式よりも自校式が多いんですけども、画期的な食材へのこだわりとか、そこで学校給食課と農林水産課というのがあって、それが両輪でもともとお米をもうそこでほとんど90何%地元産でされていたりとか、あるいはお豆腐を大豆生産に変えていただいて、その大豆を使って給食のお豆腐をされたりとか、はだか麦が多かったのを小麦に転換してもらおうように農業の方々に、その農林水産課のほうから、三、四年前からずっとお話をし、それに変えていただいたことによって、その小麦でパンをつくって、そして今治産のパンを給食に導入しているというような、非常に画期的ないろんなことをやっておられたので、非常に感心いたしました。

これ、ちょっとそのセンターというか、その課長さんとお会いしたときにお話ししたら、何か町長も以前に来られたことがあるとかということを知っておられました。それで、多分興味を持っていろいろ聞いていただいたからってというお話もいただいたので、すぐにはなかなかなんですけど、私がやはり少しすごいなと思ったのは、いわゆる農林水産課と一緒に提携して両輪でそういうことも計画的に食材なんかについてもやっていってることについて、時間をかけてその覚悟というか、すごい力強いものを感じまし

た。

それは参考にしていただいたらいいなと思うんですけども、この前ちょっと3月16日に町立中学校3校に対して町として何か卒業生のためにハーゲンダッツのアイスカップを進呈されるという、ミニデザートとして提供されるということ、そういう記事をちょっと聞いたので、これ多分町長か町の考えなのだろうと思うんだけど、卒業生に対してちょっとそういうようなこともされたっていうのは、何かこれからの気持ちの勢いというのを出してらっしゃるものなのかなと少し考えたもんですから、そのあたり今のお話を含めて、町長からもしよければちょっと御感想いただけませんか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 様々な御提言、大変ありがとうございます。

今治市、私もいろいろお勉強をさせていただいているところでございます。いろんな取組が今治市も積極的にされてる地方自治体の一つでございます。

今治市は、オーガニックビレッジ宣言というのもされておまして、そのオーガニックを一部分ではあるけど少しずつ給食にも取り入れていこうという取組をしています。まだパーセンテージとしてはかなり低い状態でございます。まず、このオーガニックビレッジ宣言に至ったのもかなりの年数を要したという、十数年かかったよというお話でございました。これはまさに、さっき小麦の話もございましたけども、生産者さんの御理解と御協力がなければなかなかできないところでもございます。

小麦なんですけども、実はいつか、はだか麦が市場でだぶついたときに小麦の生産にちょっと転換があったときもあるんです、数年前に。ただ、これやってみたんです。僕もはだか麦から小麦に1枚だけやったことがあったんですけど、うちの場合、二期作ってやって、麦をして米なんですけど、それをすると小麦だと1か月ちょっと刈り取り期がずれてしまって、田植の時期とかぶってしまうんです。なので、なかなかちょっと小麦の生産量が伸びなかったということは実際あります。

今、今治市内でつくった小麦でパンに転用した、すごい面白いなと思います。一方で、実は松前町の誇らしいところがデータとして一つあるのは、県内産の地元食材の提供率というのがあるんですけども、実は東温に次いで松前町が2位ということで、東温が一番高いんですけど、2番目に松前町が地元産品の提供率が高いという状況もございます。

いろんな取組が各市町あるんですけども、今県内産品の水準は高い状態ということでございますので、さっきおっしゃられたように、今治市のようにもっとさらに地元産にこだわって、地元産のお米を給食で提供していくであったりとか、それとか小麦は難しいかもしれないですけど、はだか麦を使った料理を提供する。今回はハーゲンダッツということで、これはふるさと納税が結構伸びたので、その分でハーゲンダッツさんにも協力をしていただきまして、今回提供ができるような形になりました。

まだ、財源的には中学校の卒業生だけに限られているような状況なんですけども、できればこういった地元で作られてるもの、ハーゲンダッツであれば塩屋の工業団地にあるサンタの工場で作られているっていうことを、ここで作ってるんだなっていうことをみんなに知っていただきたい、サンタアイスクリームという工場がそれだけの技術力を持った企業であることも知ってもらえたらなという願いも込められています。農産物についても同じであり、水産物についても同じであり、松前町で採れたもの、作られたものというものを子どもたちにしっかり教えて、そして愛着を持って、食育の観点からもっともっと推し進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ありがとうございます。

そのように、子どもたちにも好かれる、愛される給食になってくれると、松前町はこういった給食を出すような町であるということも一つの町の人気ブランドになってくると思いますが、親御さんたちもやっぱりそれを基に子育てするなら松前町というような気持ちになっていただく一つの起因になるかなというふうに思いますので、ぜひその方向性とその町の覚悟をしっかりと持ってこれからも進んでいただきたいなというふうに考えております。

それでは、2つ目の質問にさせていただきたいと思います。

ヤングケアラーの支援についてということでございます。

令和6年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、ヤングケアラーへの支援が強化されましたが、町としての具体的な支援はという点で、ヤングケアラーとは、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者と定義されています。

関係機関等は、ヤングケアラーの家族、その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係するものに対しても、相談及び助言、その他の援助を行うよう努める必要があり、さらに必要な支援を継続的に行う必要があります。

特に市区町村においては、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要であると示しています。

実際に、ヤングケアラーの把握のために市区町村において、任意記名方式や調査票ごとに異なる番号を付すなど、回収後に個人が把握できる方法により調査を実施することが重要視されております。特に子どもについては、学校等の関係機関を通して、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効とされています。

また、スクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容を十分踏まえて、優先的に支援の必要性の高いヤングケアラーの把握に努め、学校等とこども家庭センターとが適切

に情報共有し、支援につなげていくことが大切だと考えます。

さらに、市区町村が行う支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査は、定期的に、少なくとも年1回程度の実施が望まれます。

また、ヤングケアラーといっても、これがまた18歳以上の若者に関しては市区町村のサポートプランの対象とはならないんですが、やはり実際には30歳ぐらいまで切れ目のない支援体制の整備が必要とされています。

現在の本町のヤングケアラーの実態把握、その後の支援体制など、町としての考えを伺います。

以上です。

**○議長（住田英次）** 理事者の答弁を求めます。

大西子育て支援課長。

**○子育て支援課長（大西雅弘）** それでは、ヤングケアラーの支援についてお答えをします。

令和6年6月施行の改正子ども・若者育成支援推進法により、ヤングケアラーへの支援の強化が明確に位置づけられ、市町村には実態把握の充実と支援体制の整備が求められているものと認識しております。

ヤングケアラーは、外からは見えにくく、本人や家族も自覚していない場合があるなど、早期発見と継続的な支援が重要であると考えております。

次に、本町における実態把握の状況についてですが、昨年の10月から11月にかけて、国のヤングケアラー支援体制強化事業を活用し、町内の小学5、6年生、中学生及び高校生年代の子どもを対象としたアンケート調査を実施いたしました。この調査は、小中学生については学校を通じて実施しており、子ども自身が家庭での役割や負担について振り返る機会ともなっております。

日常的には、クラス担任、養護教諭、スクールカウンセラー等からの情報共有、こども家庭センターへの相談、要保護児童対策地域協議会における連携などを通じ、支援が必要なケースの把握に努めています。

また、ヤングケアラーの支援に関する理解を深めるため、昨年の10月22日には、専門家を講師にお招きし、町職員や教諭など関係機関の職員27名を対象に研修会を実施いたしました。

次に、現在の支援体制についてですが、ヤングケアラーに限らず、家庭内に困難を抱える子どもに対しては、こども家庭センターによる相談支援、スクールカウンセラーによる心理面での支援、関係機関によるケース会議の実施など、福祉部門と教育部門が連携し、個々の状況に応じた支援を行っております。

最後に、今後の取組については、法改正の趣旨を踏まえ、定期的な実態把握に努めると

ともに、把握の方法の在り方についても検討してまいります。また、関係機関と子ども家庭センターとの連携をさらに強化し、子ども自身が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、18歳を超える若者期についても、県や関係機関と連携しながら、切れ目のない支援の在り方を研究してまいります。

ヤングケアラーへの支援は、子どもの将来の選択肢が狭められないための重要な取組です。見えにくい課題であるからこそ、福祉部門と教育部門がしっかり連携し、子どもたちが安心して学び、成長できる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今、ヤングケアラーのことでやっぱり非常にネックになってるのは、ヤングケアラーだと自分が言われても分からない、これが当たり前だという生活を小さいときからされてる方については、そういう言葉が今出ていますけれども、周りよりも本人自身がそれに気づいてないというような、そこに根深さがあるんじゃないかなと思います。

関係機関がいろいろ連携しながらそういった実態を把握して、そして掘り起こしていくとか、そして子どもたちのやっぱり将来に向かって、やはりそういう環境から少しでもいろんなハードルを下げたってやってあげるっていうことについては、やっぱりこれは行政だとか周りの大人たちがしっかりとそこはサポートしていかないといけないと思うんですが、その中で、やっぱり今までは福祉と教育っていうのが何か別々でやってたようなことだったんですけど、今ここで福祉部門と教育部門が連携してって書いてますが、なかなか行政機関っていうのは縦割りが多いですから難しいと思うんですけど、もう今こそこういうことについてはしっかりと連携することが大事だと思いますので、そして今後についての法改正の趣旨も踏まえてということで、定期的な実態把握と、把握の方法の在り方についても検討してまいりたいということなんですけど、実際に来年度からこういうことをしようというような何か具体的な策とか、考えておられることはございますか。ちょっとそこだけお願いしたいんですが。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 来年度以降につきましては、定期的なアンケート調査というのは引き続き実施をしていきたいと考えております。

関係機関との調整につきましても、研修等を通じ、さらに理解を深めていく研修を実施していきたいということと、各関係機関と連携ができるような話合いの場というのを多くつくっていききたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） できる限りそういう機会を増やしていただくということは大事だと思っておりますので、そこは、あの頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

先ほど申しましたように、実際は18歳までなんですけど、本当を言えば30歳ぐらいまでずっとそれに関わっていくことになるんだけれども、法的には18歳まで見れば大丈夫ということで切ってしまうとそれで済むことかもしれないんですけど、やはりそこらあたりは子どもの成長と、それからその環境を考えたときに、やはりそれがある程度ゆる幅というか、延長幅を考えていただいた支援をお願いしたいなと、私のほうからそういうふうに思います。

以上で私のほうの一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党、影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1 問目、これ1 問目については、先ほどの藤岡議員の質問と大きくかぶるものですから、返答につきましても、私が疑問というか確認したかったことについての返答も十分されておりましたので、ちょっと読み上げるだけになってしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

教育無償化。政府は、2023年に決定したこども未来戦略の中で、学校給食の無償化を次元の異なる少子化対策の柱の一つに据えました。

令和6年から8年度の加速化期間、この3年間で無償化に向けた課題の抽出と法的・財政的スキームの構築を完了させる計画であります。

国は、全国の自治体の実施状況を詳細に調査の結果、自治体の財政力によって、無償あるいは一部無償、全額負担の格差を生じることが判明したため、これを国費で平準化する方向で動いております。

令和8年度から、自治体が独自に行っている無償化を国が後押しする仕組みが強化されるということで、支援の基準額、月額5,200円、また財源スキーム、また基準額のはみ出した部分についての対応、この財源と支援の仕組みについて説明を求めます。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、学校給食費無償化制度の枠組みについてお答えをします。

まず、支援の基準額についてお答えをします。

国は、こども未来戦略において、学校給食無償化を次元の異なる少子化対策の柱の一つに位置づけ、制度設計を進める中で、令和8年度からは自治体を実施する無償化に対し、児童1人当たり月額5,200円を基準額として支援する仕組みが示されました。

これは、全国の学校給食実施状況調査の結果、自治体間で無償化の実施状況に格差が生じていることを踏まえ、国費により一定水準を平準化する趣旨のものです。

次に、財源スキームについて申し上げます。

児童1人当たり月額5,200円を基準として、国及び都道府県がそれぞれ2分の1を負担して都道府県から各自治体に交付するもので、自治体を実施する無償化経費の一部に充当するという構造でございます。

本町は、国に先行して令和7年度から小中学校給食費の無償化を実施しておりますので、今回の国の措置は、新たな制度開始というよりも、これまで町が一般財源で全額負担してきた部分の一部が国費に置き換わるという構図でございます。

次に、基準額を超える部分の取扱いについて、仮に本町の実際の給食費が基準額を上回る場合は、そのはみ出した部分は、これまでと同様、町の一般財源で負担することになります。

本町はこれまで、給食費無償化を全額一般財源で実施しておりました。今回の措置により、基準額部分は国費で支えられ、町負担ははみ出し部分のみとなるため、町の財政負担は大きく軽減されます。

言い換えれば、全額自己負担から多くの部分が国費負担へと構造が変わるということでございます。

ただし、国の支援が入ったからといって町財政に直ちに大きな余剰が生まれるわけではありません。先ほども申し上げましたとおり、人件費の増加、建設コストの上昇、光熱費の高騰、社会保障関連経費の増大など、町財政全体としては依然として極めて厳しい環境下にあります。

したがって、軽減分については、これら持続可能な行政運営の基盤強化に充てることが基本であると考えております。

本町の学校給食無償化は、国の制度に依存して始めたものではありません。子育て世帯を支えるという町の政策判断に基づき、独自に決断をしたものであります。

国の支援は歓迎いたします。しかし、主体はあくまでも松前町であります。国費で平準化が図られることは望ましい一方、給食の質と無償化の継続を守る最終責任は、これから

も町が担ってまいります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 重ねての御説明、大変にありがとうございます。

私が確認したかったこと全て御答弁いただきました。私が確認したかったのは、基本的には要するに今回の国の無償化というのは、無償化という言葉を使っておりますが、これは地方に対して支援だというレベルであって、完全無償化では全くないということを我々は認識しないといけないということと、もう一つは、物価高騰とかそういう状況がどんどん進んだ場合は、当然国も対応してもらわないといけないけれども、先ほどありましたように、はみ出した部分については、あるいは先ほどありましたようにオーガニックの野菜とかそういうものを取り入れようとするればコストが上がる、そういった部分についてどうするのかとなった場合、これはいわゆるやっぱり一般財源から出すというふうな事態もあり得るということを、我々あるいは町民等も認識して、あるいは保護者も認識しておくべきだというふうに思いまして、その点を確認しておきたいということで質問させていただきました。

しかし、全体の説明について私は十分納得いたしました。大変ありがとうございました。

1 問目については以上で質問を終わります。

2 問目、ディスレクシアについて。

私も言い慣れてないので、なかなか言葉を発するのは難しいんですが、ディスレクシアは知能に問題がないにもかかわらず、文字を読むことや書くことが著しい困難を示す学習障がい、LDの一種であります。

文部科学省が2022年に公表した調査（通常の学級に在籍する児童生徒を対象）では、学習面に著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%とされている。これに基づくと、1クラス2人程度の割合で読み書きに困難を抱える子どもがいてもおかしくない計算になる。かつて、日本語は仮名があるのでディスレクシアは少ないと言われていましたが、最近の研究では、漢字の習得が非常に高いハードルとなるため、英語圏（10%から15%）と本質的な頻度は大きく変わらないという見解が主流と聞いております。

2025年から2026年の傾向として、単に文字を読ませる練習をするのではなく、テクノロジーで読み書きの苦労を代替し、本人の考える力や強みを生かすという考え方が行政でも強く意識されるようになっております。

行政窓口の具体的な対応例として、神奈川県藤沢市では、文字の読み書きに困難を抱えている人や外国人への配慮として、市役所、支所窓口に住民票交付請求書の平仮名表記見本を設置しております。

本町の教育、あるいは福祉連携で対応していること、あるいは今後の方向性についてお

伺いたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） ディスレクシアについてお答えをいたします。

ディスレクシアは、知的発達に遅れがないにもかかわらず、文字の読み書きに著しい困難を示す学習障がい、いわゆるLDの一つであり、適切な理解と支援が不可欠な特性であると認識しております。

文部科学省が、2022年、令和4年に公表した調査では、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%とされており、これは1クラスに2人程度の割合で、どの学校にもどの学級にも存在し得る状況です。

学校現場では、特別な支援が必要な児童生徒を早期に把握し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っています。文字の読み書きに配慮が要る場合は、教科書を音声で読み上げてくれるデージー教科書の利用や、タブレット端末を活用して文字を拡大、読み上げする機能の使用など、合理的配慮に努めています。

また、個別の教育支援計画を作成して、通常の学級で授業を受けながら、学習上、生活上の困難を改善、克服するための個別指導を通級指導教室で行っています。

教育・福祉の連携としては、特別支援連携協議会を設置して、切れ目のない支援体制や、学校関係者と学識経験者、医療関係者、児童発達支援に携わっている福祉関係者、行政の福祉、子育て支援担当者と連携を図る体制を構築しています。

この協議会において、特別支援教育推進のための支援体制を向上させるため、福祉サービスに関する研修会や部会活動を行っており、医療関係や放課後デイサービスなどの情報共有などを行い、必要に応じて各機関同士が個別に連携して支援を行っています。

議員御紹介の藤沢市の取組のように、窓口における平仮名見本の設置などは、ディスレクシアの方だけでなく、外国人や高齢者にも有効なユニバーサルな配慮です。

本町におきましても、優しい日本語の活用、記入例の視認性向上、デジタル申請の音声支援の可能性検討など、窓口対応の改善について検討してまいります。

ディスレクシアを含む特性のある子どもたちが、努力不足と誤解されることなく、自尊感情を保ちながら成長できる環境を整えることが求められており、その実現のために、今後も教育と福祉が連携し、誰一人取り残さない学びの環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 正直言いまして、ディスレクシア、この言葉自体、それが何なのかというのは正直私は知りませんでした。ある記事の中でこれはどういうことかということで、行政、教育関連も認識してるんだろうかというちょっとした疑問から今回質問さ

せていただいておりますが、御答弁で分かりますように、やはり既に教育あるいは福祉関係も対応を取っておられるということが分かりました。

我々も、一般市民、あるいはP T Aという家庭も、いわゆるこういう問題に対して、やっぱり行政、あるいは教育機関、あるいは福祉機関も体制を整えているということを認識するべきだというふうに感じまして質問させていただきました。

今後、いろいろと法的な面で支援法があるわけではないというふうなこともあり、問題点もあるようですので、このあたりこういった目に見えない障がい者に対する、一般的に意識されない、目に見えないこういう障がい者に対する行政の対応、教育機関の対応、これをさらにいろいろ研究を進めながら進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

2番池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 議席番号2番、池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

まず、第1点目ですけども、公立小中学校の学校給食について。

これは既に藤岡議員、影岡議員から同様の質問がなされましたので、割愛させていただきます。

まずは、農家の物価高騰支援についてです。

国の重点支援地方交付金の推奨事業メニューの中には、生活者支援の部分と事業者支援の部分の提示されています。事業者支援の中には、農林水産業における物価高対策支援が上げられますが、農業に限って言えば、燃料代の高騰、肥料農薬などの高騰、トラクター、コンバインといった農業機械の維持費の高騰など、様々な物価高騰の影響が考えられます。

特に、農業機械購入に関しては、大規模でない限り補助もないと聞いてます。小規模に農業を行う方、また高齢で農業を行う方などは、仕方ないわいと、そういった諦めの言葉もよく耳にします。このような実情で、補助金申請できるものがありますよと言っても、面倒いからええよというのが実情です。

実際に、今使っている機械が壊れたら新しく買うことも難しいし、続けたくても金銭的に農業を続けられないというのが本当のところではないかと思えます。

そこで、現在農地中間管理機構の活用が進む中、今後松前町がこの機構のデータなどを活用し、耕作面積により物価高騰支援、農機の維持費支援などを町自らが事業者に働きかけて、補助金の申請がなくても補助できるようにするなどといったことを今後考えていくのか。また、これは農業だけでなく、ほかの事業についても同様のことを考えていくのか

についてお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） それでは、農業支援についてお答えいたします。

まず、物価高騰への対応は、一定の必要性があると認識しております。燃料費、肥料、農薬、農業機械関連費の上昇は、経営を圧迫していることは事実でございます。

しかしながら、本町の農業の将来を見据えたとき、単年度の物価補填に重点を置くだけでは、構造的な課題の解決にはつながらないと考えております。

本町においても、農業従事者の平均年齢は上昇しており、今後20年で担い手が大幅に減少することは避けられません。この現実を直視すれば、これから必要なのは、少ない人数でも持続可能で安定して収益を確保できる農業への転換でございます。

無論、これまで地域の農業を支えてこられた小規模農家や高齢化農家への支援が不要ということではございません。しかし、延命型の支援だけでは、人口減少社会において農業を持続させることは困難であります。

これからの農業政策で重要なのは、農地の集約化、補助の大規模化、農業法人の設立・育成、スマート農業やDXの活用による生産性向上であると考えております。

仕方ないわいと言いながら続ける農業ではなく、稼げるからやりたいと思える農業に転換しなければ、若い世代は参入しません。

議員御指摘の農地中間管理機構の活用やデータ連携については、今後の農業政策において重要な基盤であると認識しております。ただし、町が個々の農家に対し、機械補助や消耗品補助を積極的に個別働きかけをしていくことについては、制度設計や公平性の観点から慎重な検討が必要です。

支援の方向性としては、担い手への集積を後押しする施策、法人化に向けた伴走支援、経営計画策定支援、補助金申請の簡素化・デジタル化など、将来を見据えた基盤整備に重点を置くべきと考えております。

他産業においても同様であります。物価高騰への一時的支援も必要であります。本町としては将来を見据えた構造を強くする支援を優先してまいります。単年度補填よりも、生産性向上、付加価値創出、規模拡大への支援を通じて、地域経済全体の競争力を高める施策を推進してまいります。

本町の農業は、単に現状を維持するだけでは守り切れません。人口減少社会を前提とし、少ない担い手でも稼げる農業へ転換することこそが、これから必要な農業支援であると考えております。

町としては、将来を見据えた農業構造の再編に責任を持って取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 将来に向けていろいろ検討していくということでもありますけども、今の話の中に、構造の強化ということで1点だけ。農地の集約化というお話が出たと思うんですけども、町としては畦畔除去に対して補助を出しております。この現状、進捗率みたいなこと、あるいは何件、こっだけ今までやってますよとかというようなこと、今分かる範囲でどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（住田英次） 大塚産業課長。

○産業課長（大塚英輔） 失礼します。

今年度につきましては、現時点で7件でございます。昨年度が年度を通じて8件でございます。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 今年度も7件ということで、来年度も同数ぐらいを見込んでいるのかなとは思いますが、地域によっては、これ畦畔のけたことによる農地の高低の差、これでやりたくてもできないというようなところがありますので、そういったところへの支援をもっと考えていただくようなことも進めていただいて、もっと構造の強化を進めていただきたいというふうに思います。

じゃあ、次の質問です。

次に、空家対策についてです。

国の方針として、空家の活用や売買のマッチングを担う空家管理活用支援法人に商工会議所を指定可能にすることが閣議決定されました。これらを踏まえ、本町では今後どのように空家対策を行っていくのか、久しぶりに空家実態調査が行われましたが、そのデータを踏まえ、次の点を中心に回答願います。

まず、令和6年3月の一般質問で、令和元年7月に策定された松前町空家等対策計画において、特定管理不全空家の判断を行うものとなっていたものがあります。それらも含め、特定管理不全空家の現状はどうなっているのか、今後どのように対策を進めるのか、また特定管理不全空家に指定されたことで空家でなくなったものはあるのか。

次に、令和6年9月の一般質問で、新立・本村地区の除却の状況を伺いましたが、現状はどうなっているのか。

3番目に、令和7年6月の一般質問で、各団体と連携協定を結び、各地区でセミナーが開催されましたが、今後どのような活動を計画しているのか、またその情報開示はどのように行っていくのか。

以上3点を中心に、今後の計画としては恐らく松前町強靱化計画などもあると思います

が、そういうことも併せて、また情報開示としてはDXを駆使しプッシュ型を検討するなど、実際にどのような対応について考えているのかをお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁） 空家対策についてお答えします。

本町の空家対策は、これまで防災・減災の観点から老朽危険空家の除却を中心に組み立ててまいりましたが、人口減少社会を迎える中、空家は単なる問題ではなく地域資源であると認識しております。

今後は、危険空家の確実な是正、空家の流通・利活用の促進、管理不全を未然に防ぐ仕組みづくりの三つの柱により、総合的な空家対策を進めてまいります。

まず、特定管理不全空家の現状と課題については、令和6年3月定例会でお答えした、所有者等の確認を行っていた5戸の空家については、これまでに町から働きかけを行い、そのうち2戸については現時点で解体工事に着手及び完了しており、1戸については近日中に解体予定となっております。残る2戸のうち1戸については、相続関係が複雑で相続人が多数に及ぶため、現在も相続人調査を継続している状況です。最後の1戸については、令和8年3月13日に、松前町空家等対策協議会を開催し、特定空家に認定するか否かについて意見を徴する予定としております。

また、令和7年度に実施した空家等実態調査により、倒壊等の危険性が懸念される特定空家、または管理不全空家の候補となる空家が町内に34戸確認されました。これらについては、直ちに特定空家と認定するものではなく、まず所有者等に対し適正管理を促し、自主的な改善を求めてまいります。

候補となった空家の中でも、特に外観上危険と認められる空家等について改善が見られない場合は、特定空家等の認定審査のための実地調査を行うなど、松前町空家等対策計画に基づき、段階的に必要な措置を講じてまいります。

次に、新立・本村地区の除却の現状については、事業開始より現在までの間に町が把握している新立・本村地区の空家の総数は118戸です。このうち、除却事業により町が除却した空家の総数は49戸で、これは全体の41%を占めます。

この事業は、土地の寄附を条件に老朽化した危険空家を除却するものであり、町では事業の完了目標年度を設定できるものではありませんが、管理放棄されている特に危険な空家については、積極的に働きかけを行い、新立・本村地区の災害の防止及び住環境の改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、今後の活動については、議員からも御指摘のあった空家等管理活用支援法人を令和8年度に指定した上で、空家等管理活用支援法人には、町だけでは対応が難しい分野として、空家の管理支援、所有者への助言、売買、賃貸のマッチング支援、空家バンクとの

連携、管理不全化の防止及び地域に対する普及啓発などを担っていただく予定です。

また、これまで連携協定によりセミナーを開催してきた各団体とも、協力体制を整えることでより一層の内容の充実を図ります。

活動内容の情報開示につきましては、令和7年6月定例会でお答えしたとおり、セミナーの開催情報、講演資料やダイジェスト動画を連携団体と町ホームページへ掲載することにより、参加できなかった方にも内容が届くものとなるよう工夫し、行政と連携団体の協働による課題解決に取り組んでまいります。

次に、新たな計画を策定する準備は進んでいるのかについては、現行の松前町空家等対策計画は、平成29年度に実施した空家調査の結果を基に、令和元年7月に策定したものです。

しかしながら、策定から相当の期間が経過しており、町内の空家の状況も変化していることから、今年度実施した町内全域を対象とした空家調査の結果を踏まえ、より実態に即した計画に見直す必要があります。このため、令和8年度中をめどに、松前町空家等対策計画の見直しを行っていく予定です。

最後に、DXを使いプッシュ型で情報発信する計画については、町内全域を対象とした空家調査の結果を踏まえ、まずは空家の所有者等に利活用に関するアンケート調査を予定しております。

利活用を希望する空家の所有者には、空家バンクによるインターネット上での発信に加え、空家等管理活用支援法人を通じて民間の不動産事業者への物件紹介を行うなど、空家情報の流通を促進してまいります。

また、今後は空家情報のデータ整理を進め、所有者への情報提供をプッシュ型で行う仕組みづくりについても検討してまいります。

空家は、放置すれば地域課題となりますが、適切に管理し活用すれば地域資源ともなり得ます。本町としましては、危険空家の是正、空家の利活用促進、管理不全の予防を三位一体で進め、持続可能な空家対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 毎年毎年、着実に変化しているなというのを感じておりますので、これも続けていただければというふうに思います。

その中で思いましたのは、やっぱり特定管理不全空家、これは危ないよとされているところには、逆に言いますと期間を決めて、1年、2年ですよとか、啓発をしていくようなこと、こういったことは考えられていますか。

○議長（住田英次） 山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁） 特にですね危険な老朽空家については、先ほども答弁でお

答えたとおりなのですが、特定空家に認定するための協議会を開催して特定空家に認定すれば、法に基づく助言、指導、勧告なりができますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 特定管理不全空家は危ないですから、しっかりと進めてもらいたいというふうに思います。

それでは最後に、地域おこし協力隊についてです。

本町では、地域おこし協力隊支援事業を企業委託型としてプロポーザルを実施することによって、3月上旬、審査結果公開、もう間もなくですかね、4月から業務開始とありました。ミッションとしては、一つに地場産業の付加価値向上、2番目に関係人口の創出、3番目に教育の魅力化推進、4番目に学生主体の地域貢献、まちづくり支援などとありました。非常に広範囲で、専門的知識とたゆまぬ努力がなければ任期中に結果は出ないのではないかと危惧するわけです。しかも、協力隊人員は2名と伺ってます。

ミッション1の地場産業の付加価値向上だけでも、地域資源の再評価、磨き上げ、デジタル技術の導入、ブランディングとマーケティング、産学官連携とマーケティング、人材育成と技術継承など、様々なアプローチがあります。そうすると、企業レベルだけでなく実務に当たる2名の方の力量が結果に大きく作用するものと考えますが、選考についてはどのような評価をするのか、また前出のミッションについては何に重きを置くのか、2年後の評価の評価基準はどのように考えるのか、まずは道づくりレベルなのか、地域未来交付金獲得のためなのか、現在の計画についてお答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、地域おこし協力隊の活用方針についてお答えします。

地域おこし協力隊制度は、人口減少や地域経済の縮小といった課題に対応するため、都市部の人材を受け入れ、地域協力活動を通じて将来的な定住、定着につなげることを目的とする制度です。

本町が今回導入する企業委託型についても、この制度本旨は変わりません。隊員の配置は手段であり、人材が地域に根づき、関係が持続することを重視しています。

その上で、任期中における地域への波及効果も重視し、外部人材の視点や経験を生かしながら、町内事業者や教育機関、関係人口等と連携し、稼ぐ力の向上や新たな事業創出、次世代の担い手育成につながる取組を進めてまいります。

まず、企業の選考について、企業委託型では、隊員の募集、雇用、育成、伴走支援を一

体で担うため、単なる価格評価ではなく、自治体支援や地域プロジェクトの実績や人材採用力及び育成、伴走支援体制のほか、本町4領域ミッションに対する具体的提案力、町内事業者・教育機関との連携設計などの点を重視して審査を行います。

また、派遣される人材の質が最も重要であることは議員御指摘のとおりです。人材の選定は、受託事業者が雇用主体として行うものですが、町が求める人材像や活動内容については、事前に十分な協議を行い、認識の共有を図ります。着任後も活動計画は町の承認制とし、月次面談、四半期報告により、継続的に状況を確認いたします。

受託事業者に委ねる部分はございますが、活動の方向性の確認や最終的な判断は町が行う仕組みとしております。

次に、4つのミッションの優先順位についてです。

本町は、まず第1に地場産業の付加価値向上、すなわち稼ぐ力の強化に注力すべきと考えております。持続可能な地域づくりの基盤は経済です。地域経済が強くなければ、関係人口も教育の魅力化も担い手育成も広がりません。

第2に、関係人口の創出。第3に教育の魅力化推進及び学生主体の地域貢献支援を、これらと連動させて進めてまいります。

また、成果の考え方については、地域おこし協力隊は地域課題の解決に向けた改善や関係構築といった過程の積み重ねが大切な制度であり、短期的な目標を迫る制度ではないと認識しておりますが、成果を曖昧にするものでもないと考えています。

初年度は、基盤構築と関係構築、2年目は実装・事業化、3年目は自走化・定着を基本軸とし、段階的に成果を積み上げてまいります。また、進捗状況の把握も重要でございますので、月次面談や四半期報告により、各領域における取組状況を確認し、必要に応じて活動内容や取り組む分野の優先順位を見直しながら丁寧に進めてまいります。

本事業は、2名で全ての課題を解決するものとは考えておりません。2名を起点として、町内の人材、事業者、学生、関係人口との連携が広がり、地域の取組が徐々に動き出していくことを目指すものです。

企業委託型は、行政主導型よりも専門性と機動力を生かせる一方、町の主体的な関与が重要です。本町としましては、制度に乗るのではなく、制度を活かすとの視点を持ち、責任を持って進めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 大変よく分かりました。

この2名が起爆剤となって、いろんなところへ影響を及ぼして松前町のためになっていくということだというふうに理解いたしました。

今、庁舎内ではノーコードアプリを使った部署間情報の共有及び利用について検討して

いくと、この1年間検討していきますよというお話をこの間伺ったんですけども、これはアプリ提供業者の方が1年間無償で行っていただくというようなこともありました。こういう無償で行っていただけるところがあるかどうかは分かりませんが、こういうところをもっと活用するとか、政府が推進するふるさと住民登録制度、これらの中にもボランティア、副業で地域に貢献するというような項目がありましたので、こういったものを活用してはどうかと思うんですが、そういうことを今後活用していくつもりはございますか。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） まず、ノーコードアプリの件ですけども、もちろんこれは町の職員が、おのおのがそのアプリを使って自分の事業、仕事をいろいろ変えていこうというところの取組、それにひもづいて、この地域おこし協力隊の業務にも活用できるのであれば、もちろんそこは活用してきたいと思っております。

あと、もう一点の地域……

（2番池内邦仁議員「ふるさと住民」の声あり）

そちらのほうも、これとは若干また違うアプローチになるかもしれませんが、もちろんそちらのほうも進めていきたいとは考えております。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） いろいろ事業がありますので、いろいろ皆さんのほうで研究していただいて、個々に行う事業がつながっていくように行って、仕事のほうを進めていただきたいなというふうに思います。

1つ思ったのが、ノーコードアプリで部署間共有情報がもし取れるんだとしたら、今の北伊予小学校の東門を出て北にずっと行くところに通学路があるんですけども、そこに以前壊れそうな小屋みたいなものがあって、非常に危ないということで持ち主の方にいろいろお話ししたら、その小屋は撤去してもらいました。しばらくするとその、空き地にしたんですけども、空き地が整備されて前の道路、通学路ですけども、狭かったんです。だから、その空き地が整備されたところだけ、中心から2メートル下がったところで整備されたんですけども、そのときにその前だけは舗装がし直されました。よく調べてみると、その前の道は担当している自治会のほうから凸凹しとると、危ない、子どもがこけるということで、町道の整備、し直ししてほしいというようなお願いが出てるようです。

その土地をそういうふうに整備しますよというのが、恐らく町のほうに申出があったと思うんですけども、それが出たときにその番地なりなんなりが入れば、その番地の前のとこの道もこういう形で整備してほしいという話が地区から上がってるよというようなことが連携して分かる。ある番地で、そこに関わるいろんなことをやってほしいとかというのがもしほかにあるのであれば、それが分かる仕組みをつくって、例えば道を直すん

やったらそのときに全部直してしまうとか、そういったことで二度手間、三度手間にならないような各部署の連携が取ればいいんじゃないかなと思っていますので、そういうところも含めて今後また検討していただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 池 田 幸 子

松前町議会議員 西 村 元 一

3月18日（第3号）

令和8年第1回松前町議会定例会会議録

令和8年3月18日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1番 重松知之  | 2番 池内邦仁  | 3番 池田幸子   |
| 4番 西村元一  | 5番 渡部恵美  | 6番 曾我部秀司  |
| 7番 住田英次  | 8番 田中周作  | 9番 城村トキ子  |
| 10番 影岡俊範 | 11番 稲田輝宏 | 12番 村井慶太郎 |
| 13番 藤岡 緑 | 14番 加藤博徳 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町 長           | 田中浩介 |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 金子貴徳 |
| 産業建設部長        | 山田善仁 |
| 出納局長          | 仙波晴樹 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 住田民章 |
| 総務課長          | 平村展章 |
| 財政課長          | 中村明博 |
| 税務課長          | 塩梅敬介 |
| 危機管理課長        | 金子裕之 |

|         |        |
|---------|--------|
| 町民課長    | 渡辺 司   |
| 福祉課長    | 佐藤 真一  |
| 保険課長    | 楠田 洋子  |
| 子育て支援課長 | 大西 雅弘  |
| 健康課長    | 渡部 直樹  |
| まちづくり課長 | 大政 邦弘  |
| 産業課長    | 大塚 英輔  |
| 会計課長    | 田中 俊臣  |
| 上下水道課長  | 住田 俊哉  |
| 学校教育課長  | 柏原 正   |
| 社会教育課長  | 三原 三千夫 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |       |
|-------------|-------|
| 議会事務局長      | 田中 志延 |
| 議会事務局<br>書記 | 坂本 礼子 |

令和8年第1回松前町議会定例会

議事日程表

No.3

|       |                                                         |          |       |
|-------|---------------------------------------------------------|----------|-------|
|       | 令和8年3月18日(水)                                            | 午前10時30分 | 開議    |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                              |          |       |
| 日程第2  | 議案第3号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例                               |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第3  | 議案第4号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例                                 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第4  | 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例                               |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第5  | 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例                      |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第6  | 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例         |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第7  | 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例                         |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第8  | 議案第9号 松前町ふるさと納税基金条例                                     |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第9  | 議案第10号 松前町企業版ふるさと納税基金条例                                 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第10 | 議案第11号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第11 | 議案第12号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例                    |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第12 | 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                              |          |       |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑       | 討論 採決 |
| 日程第13 | 議案第14号 松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例               |          |       |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑       | 討論 採決 |

|        |        |                                     |    |    |    |
|--------|--------|-------------------------------------|----|----|----|
| 日程第14  | 議案第15号 | 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第15  | 議案第16号 | 松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について         |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(総務産業建設)                       | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第16  | 議案第17号 | 令和7年度松前町一般会計補正予算(第9号)               |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第17  | 議案第18号 | 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)         |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第18  | 議案第19号 | 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)        |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第19  | 議案第20号 | 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5号)           |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第20  | 議案第21号 | 令和7年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)             |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第21  | 議案第22号 | 令和8年度松前町一般会計予算                      |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第22  | 議案第23号 | 令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算                |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第23  | 議案第24号 | 令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算               |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第24  | 議案第25号 | 令和8年度松前町介護保険特別会計予算                  |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第25  | 議案第26号 | 令和8年度松前町水道事業会計予算                    |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 日程第26  | 議案第27号 | 令和8年度松前町下水道事業会計予算                   |    |    |    |
|        | 上程     | 委員長報告(予算決算)                         | 質疑 | 討論 | 採決 |
| 追加日程第1 | 議案第28号 | 松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて        |    |    |    |
|        | 上程     | 提案理由説明                              | 質疑 | 討論 | 採決 |
|        |        | 閉議                                  |    |    |    |
|        |        | 町長挨拶                                |    |    |    |
|        |        | 閉会                                  |    |    |    |

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

5番渡部恵美議員、6番曾我部秀司議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 議案第3号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第3号松前町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第3号松前町行政手続条例の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第3号は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部が改正されることに伴い、聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知の方式を変更するため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告
(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第3、議案第4号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第4号松前町印鑑条例の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第4号は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、電気通信事業法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第5号 松前町監査委員条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)**

○議長(住田英次) 日程第4、議案第5号松前町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第5号松前町監査委員条例の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第5号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり

り可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第5、議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第6号職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第6号は、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が子育て部分休暇を取得できるようにするため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第7号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第7号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第7号は、投票所及び期日前投票所の投票管理者の報酬額について、現在定めている日額を1日の上限額とし、従事した時間に1時間未満の端数があるときは報酬額を松前町選挙管理委員会が定める額とするため、所要の改正を行うものです。

審査において、県内での導入事例についての質疑があり、新居浜市に制度があるが、運用において交代制が実施された実績はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第7、議案第8号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第8号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第8号は、厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化に取り組む必要があることから、特別職の給料減額措置を1年延長するため、所要の改正を行うものです。

審査において、何年も続けているが、毎年続けるのではなく、特別な事情があったときだけにするなどの検討はできないかとの質疑があり、現状では毎年の予算状況などにより判断したいと考えているが、今後は御意見を踏まえて検討したいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第9号 松前町ふるさと納税基金条例（上程、委員長報告（総務産業

建設)、質疑、討論、採決)

日程第9 議案第10号 松前町企業版ふるさと納税基金条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第8、議案第9号松前町ふるさと納税基金条例及び日程第9、議案第10号松前町企業版ふるさと納税基金条例の2件を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第9号松前町ふるさと納税基金条例、議案第10号松前町企業版ふるさと納税基金条例。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第9号及び議案第10号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第9号は、松前町ふるさと納税基金を設置することにより、ふるさと納税寄附金を翌年度以降の事業にも活用できるようにするため、新たに制定するものです。

審査において、県内でのふるさと納税基金設置状況についての質疑があり、県内でも複数の自治体が設置しているとの答弁がありました。

また、町としてはプラスになっているかとの質疑には、昨年度は6,300万円、今年度は現時点で1億2,000万円の申込みがあり、プラスとなっているとの答弁がありました。

委員からは、過度な返礼品競争や増収の求め方について、慎重な対応を求める意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第10号は、松前町企業版ふるさと納税基金を設置することにより、企業版ふるさと納税寄附金を翌年度以降の事業にも活用できるようにするため、新たに制定するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

議案第9号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第10号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第11号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第10、議案第11号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第11号は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第12号 松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第11、議案第12号松前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第12号は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、新たに制定するものです。

審査において、事故防止の対応が指針で十分か、責任の所在はどうなるのかとの質疑があり、指針に基づき体制整備や研修を行うことになる。また、責任は実施主体が持つことになるが、私立の施設は町が認可することになるため、指導を通じて適切に関わっていくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第13号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第12、議案第13号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員） 去る3月2日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第13号は、令和7年度の住民税の非課税者であって、令和8年度の保険料の算定において介護保険法施行令の一部を改正する政令により令和7年度税制見直しの影響を遮断されるものについて、住民税の非課税者として判定する保険料段階まで保険料を減免できることとするため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第14号 松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第13、議案第14号松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長(藤岡 緑議員) 議案第14号松前町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第14号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第15号 松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第14、議案第15号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第15号松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第15号は、松山市及び松前町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を変更することについて協議するため、地方自治法第252条の2第4項においてその例によることとされる同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査において、広島広域都市圏との連携の話があったが、九州など他の地域との連携はないのかとの質疑があり、今回は広島の広域都市圏と協定を結んだためビジョンに位置づけたものである。他の地域とは協定を結んでいないため今回の取組には入っていないとの答弁がありました。

また、協定は松山市と広島市の協定ではないのかとの質疑に対しては、連携中枢都市圏としての協定になり、構成している市町も含まれているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第16号 松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について

（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第15、議案第16号松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡 緑議員） 議案第16号松前町と松山市におけるごみ処理に係る事務の委託について。

去る3月2日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第16号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第16号は、ごみ処理に係る事務の管理及び執行を松山市に委託するに当たり、議会の議決を求めるものです。

審査において、松山市南クリーンセンターの敷地内に新たな処理施設が建設されてからの委託かとの質疑があり、令和8年4月から松山ブロックごみ処理広域化において、正式に松山市へ地方自治法上の事務委託を開始するが、規約にあるとおり粗大ごみについては新たな処理施設が建設されてからになるとの答弁がありました。

次に、新たな処理施設の建設工程や各市町の負担について質疑があり、新たな処理施設は令和15年度供用開始予定で約440億円かかるとの情報を得ているが、詳細な内容はまだ

示されていない。2市3町の負担はごみの処理の量で按分されるため、現時点で明確な数字は出ていないとの答弁がありました。

委員からは、町の負担分については松前町以外の他の2市2町と十分に協議を重ねてほしい。今後の動向については、情報提供に努めてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第17号 令和7年度松前町一般会計補正予算（第9号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第18号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第19号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第20号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第20 議案第21号 令和7年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第16、議案第17号令和7年度松前町一般会計補正予算第9号、日程第17、議案第18号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第

18、議案第19号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第19、議案第20号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号及び日程第20、議案第21号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第2号の5件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

○予算決算常任委員長（田中周作議員） 去る3月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第17号から議案第21号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第17号令和7年度松前町一般会計補正予算第9号は、2億1,264万8,000円を追加し、総額を158億9,846万8,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、庁舎管理費が繰越しされているが、急いで改修する必要があるのに年度内に完了しないのかとの質疑があり、1つは、12月の消防点検で指摘された階段灯のLED照明改修について、納品が年度内に間に合わないもので、もう一つは、議場の設備改修について、設計業務の手続を進めているが年度末には間に合わないため繰り越すことになったとの答弁がありました。

次に、松前町総合防災マップ津波編の更新の時期と内容について質疑があり、2月に県が最新の浸水エリアの想定を発表したため更新するもので、その他の防災情報も最新のものを掲載し啓発活動に役立てるとの答弁がありました。

また、液状化に対する対策に関する質疑については、抜本的な地盤改良は費用が膨大となるため、まずは早期避難の意識づけを徹底したいとの答弁がありました。

そのほか、委員から、住民に広く知ってもらい、マップがより有効に活用されるように検討してほしいとの意見がありました。

次に、マイナンバー関連事務郵便局委託費が減額補正されている要因はとの質疑があり、当初は4月から実施する予定であったが、10月からの開始になったためであるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、松前駅前広場整備の事業費が繰越しされているが、用地の購入価格について伊予鉄との交渉が難航しているため繰り越すのかとの質疑があり、計画段階で合意はあったが、該当箇所の不動産鑑定が後から行われたため、用地の価格が確定しないまま進んでいた。現在は確定しており、来年度予算と合わせて買収する予定であるとの答弁がありました。

次に、都市計画マスタープラン変更事業について、当初予算の時と国の補助金の補助率が低下している理由はとの質疑があり、都市計画マスタープランと立地適正化計画の2つの業務があるが、補助対象が立地適正化計画部分に限定されているためであるとの答弁がありました。

また、住民アンケート調査の中間報告まで策定できており業務は計画的に進んでいるのに全額繰り越すのかとの質疑に対しては、業者からの請求が次年度になるため全額繰り越すとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業委託料が減額補正されているが、今後、耐震化率を向上させるためにどう考えているのかとの質疑があり、各地区を再度回るなど啓発を強化するとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、産後ケア事業の利用者の増加について、周知が図られ事業が浸透してきたと考えられるが、利用者の意見は聞いているのか。また、少子化対策につながる手応えはあるのかとの質疑があり、利用者からは精神面で気持ちが楽になるとの意見は聞いている。少子化の要因には金銭面等、様々な要因があり、各種施策が結果につながっていけばよいと考えているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1万5,000円を増額するものです。

国民健康保険財政調整基金の預金利息が増額の見込みとなったため基金積立金を追加するほか、国民健康保険事業費納付金について、予算額に変更はありませんが、特定財源と一般財源との財源振替を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第19号令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ659万2,000円を増額するものです。

これは、広域連合事務費負担金について、前年度の決算確定により生じた精算額を今年度の負担金と相殺することによる255万9,000円の減額のほか、保険料の増収見込みに伴う納付金1,729万9,000円の増額と、低所得者の保険料軽減に係る納付金の確定に伴う814万8,000円の減額によるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定について歳入歳出それぞれ3,042万1,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、居宅介護サービス等給付費の増額で、特定施設入居者生活介護の利用者の増加によるものです。

歳入は、居宅介護サービス等給付費に対する財源として、保険給付に対する法定負担割合に応じた国、支払基金、県、町、基金の負担分をそれぞれ増額するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第21号令和7年度松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、資本的収入及び支出の予定額に、収入支出それぞれ2億2,000万円を増額するものです。

これは、水道事業に係る国の補助事業予算について、現年度の未執行予算の積極的な活用の案内が国土交通省や愛媛県からあったため、財源の確保や事業の早期完成を図るため、前倒しで事業を進めるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第17号から議案第21号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第21号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第22号 令和8年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第23号 令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第24号 令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第24 議案第25号 令和8年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第26号 令和8年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告、(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第26 議案第27号 令和8年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第21、議案第22号令和8年度松前町一般会計予算、日程第22、議案第23号令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第23、議案第24号令和8年

度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第25号令和8年度松前町介護保険特別会計予算、日程第25、議案第26号令和8年度松前町水道事業会計予算及び日程第26、議案第27号令和8年度松前町下水道事業会計予算の6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

**○予算決算常任委員長（田中周作議員）** 去る3月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第22号から議案第27号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第22号令和8年度松前町一般会計予算は、総額を136億8,736万9,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、人件費について、給与明細におけるその他の特別職が大幅に減少している理由についての質疑があり、令和7年度に実施された国勢調査の調査員報酬がなくなったためであるとの答弁がありました。

次に、地域公共交通運行支援について、デマンドタクシーの補助額を利用者1人当たりの単価にした場合、コミュニティバスの単価に比べて高い点について質疑があり、今後の利用促進を図っていくが、費用の差額について縮小が見込めない場合は、デマンドタクシーの在り方について検討を行いたいとの答弁がありました。

また、燃料費高騰への対応についての質疑には、今の国際情勢における燃料費高騰の影響については見込んでいないため、今後の国の補助等を見極めながら対応したいとの答弁がありました。

次に、アーバンスポーツパーク施設の整備について、検討委員会の今後の報告のタイミングについての質疑があり、検討委員会は原則公開にしたいと考えている。中間報告等については、時期を見て公表するとの答弁がありました。

また、先進地の視察は行わないのかとの質疑に対しては、オンラインで実施したことはあるが、今後、必要に応じて対応したいとの答弁がありました。

次に、まさき町産業まつりについて、回数が減った理由と来年度の日程についての質疑があり、1回の開催規模が想定より大きくなったため、運営に係る人員確保が難しくなり回数を減らした。来年度の日程については決まっていないため今後検討するとの答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊について、雇用する際の決定権についての質疑があり、今回は企業委託型という方式を取っているため、2名の協力隊員については委託先企業が雇用することとなるとの答弁がありました。

次に、DX推進・業務効率化促進について、RPAとkintoneの今後の予算規模の増減見込みについて質疑があり、RPA運用支援は、知識吸収が進み予算額を縮小し

た。k i n t o n e は利用拡大に応じて追加費用が発生する可能性があるとの答弁がありました。

次に、地方公共団体情報システム標準化・共通化について、今まではランニングコスト分は一般財源となっていたが、今回は一般財源が入っていないことと、国費の額が予算書と異なっている点について質疑があり、ランニングコストは情報管理費のほうに移行した。また、国費の額については、差額分は別の事業の財源となっているとの答弁がありました。

次に、財政調整基金の現在高の適正な水準について質疑があり、以前は標準財政規模の1割を基準としていたが、ここ数年は10億円を基準に考えている。今年度末は9億円ほどになっているが、今年度の状況を踏まえても問題ないと考えているとの答弁がありました。

次に、防災対策事業について、防災行政無線が聞きづらいという意見を聞くが、コミュニティラジオ等の手法を検討しないのかとの質疑があり、防災行政無線が聞こえづらい地域については、業者と現地調査をし、防災行政無線を増設するようにしている。また、防災講座等で、スマートフォンの防災アプリや防災無線の内容を聞くことができる特定電話のダイヤルを周知している。

コミュニティラジオの放送には、法人が運営するラジオ局が必要となるため難しい。防災行政無線は、国の情報発信と連動していることもあり、有事の際には必要なものである。様々な手法を融合させて、全ての人に情報が届くようにしていきたい。なお、今後、防災行政無線の更新の際には、戸別受信機についても検討していきたいとの答弁がありました。

次に、運転免許自主返納支援について、免許返納だけでなく、ブレーキとアクセルの踏み間違い防止機能等の導入支援などは検討していないのかとの質疑があり、国などの制度を研究するとの答弁がありました。

次に、防災士養成事業の防災士フォローアッププログラム負担金について、少額のため受講者が限られ効果が薄いのではないのかとの質疑があり、防災士フォローアッププログラムについては、松山市、愛媛大学、松前町で協定を交わして実施する。負担金は参加人数によるものではなく、先着順にはなるが、定員に達するまで複数人の申込みが可能であるとの答弁がありました。

次に、新エネルギー機器等導入費補助事業について、家庭用蓄電池20件、電気自動車20件の補助金はいずれも各10万円だが、補助対象となるものの購入経費が大きく異なる。補助額との整合性は取れているのかとの質疑があり、購入経費は異なるが、国の補助金等も勘案して補助額を算出しているとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、水産業振興育成対策事業について漁船処分支

援事業費補助金を行うこととなっているが、個人所有の漁船の処分を松前町が毎年補助するのか、他の自治体は行っているのかとの質疑があり、事業は必要に応じて随時対応することとしている。また、県内で同様の事業を行っている自治体はないが、他県ではあるとの答弁がありました。

次に、農地集積・集約化支援事業について、畦畔除去費用の助成実績と集約状況について質疑があり、令和5年度からの実績は18件であり、畦畔除去による土地の入替えはないとの答弁がありました。

次に、工場等設置奨励金が減額されていることについて質疑があり、対象施設が令和2年度に1件、令和3年度に1件あり、それぞれ5年間で固定資産税相当額の奨励金を交付していた。1件が令和7年度で終了したためであるとの答弁がありました。

次に、中小企業振興プロジェクト事業について、登録者数を現在の約130から300へ倍増させる具体策についての質疑があり、SNS活用による認知度向上や、DXアクセラレータープログラム等の成功事例を通じた魅力発信を行っていくとの答弁がありました。

次に、松前駅周辺地区都市再生整備について、用地買収の単価について質疑があり、不動産鑑定評価に基づき、全体で約1,000平方メートルの用地を購入予定であるとの答弁がありました。

次に、町道西74号線の歩道整備について、20メートルの歩道整備に約4,800万円の費用がかかる点について質疑があり、特殊な鉄道設備工事であることやボックスカルバートなどの工事が含まれるため通常より割高になるとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、給食費の無償化について質疑があり、令和8年度に創生される制度は、自治体が行う学校給食費の負担軽減への支援であり、国と県の負担割合は2分の1で、町に対しては県から交付されるため、県支出金として計上しているとの答弁がありました。

また、アレルギーのため弁当を持参する児童への対応について質疑があり、町が実施している給食無償化は給食センターが提供する給食が対象であるため、提供する給食以外は対象となっていない。新たな国の制度における喫食できない児童への対応については、今後の国の制度設計を注視していくとの答弁がありました。

そのほか、給食費無償化に対する国の財源が以前に示された額と異なる点についての質疑には、町全体の予算配分の調整により、最終的な充当額が変わったためであるとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員の設置について、支援員の担当児童数や支援員の勤務形態についての質疑があり、現在の平均担当児童数は1人当たり2.6人で、6時間勤務が増加しているのは支援員の希望調査に基づくものであるとの答弁がありました。

また、今後の増員計画についての質疑に対しては、今後、必要性に応じて増員を検討し

ていくとの答弁がありました。

次に、人権同和教育推進事業のアンケートについて、ウェブの活用は行わないのかとの質疑があり、郵送した上でQRでの回答もできるようにしている。回収率の向上に努めたいとの答弁がありました。

次に、子どもの居場所づくり・多世代交流事業について、通信運搬費が令和8年度は県補助金の補助対象外になっているのはなぜかとの質疑があり、補助メニューが変わり、補助対象外になったとの答弁がありました。

また、eスポーツイベントの開催回数と参加人数についての質疑に対しては、各地区公民館で年4回から5回程度開催し、参加人数は毎回10名程度で、高齢者と子どもたちの交流が行われているとの答弁がありました。

委員からは、子どもの居場所づくりは非常に大切である。今後も事業の周知に努めてほしいとの意見がありました。

次に、文化センター中規模改修について、プロポーザルによる設計業者の選定見込みについて質疑があり、前回のPFI事業者の公募には応募がなかったものの、今回は設計業務のみであるため、多くの設計事務所等からの応募を期待している。優れた設計を選びたいとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、保育士確保事業について、派遣保育士委託料に予算をかけているが、保育士全員の給料や手当を上げるほうがよいのではないかと、もう一步踏み込んだ取組をしてはどうかとの質疑があり、町が直接雇用する保育士については、これまでも処遇改善を行い、給与面については県内でもトップレベルの水準となっている。令和8年度については、予定どおり7名の保育教諭を新規採用することができた。今後は子どもの数が減少していく中で、保育士の余剰が生まれるときが来ることも考慮し、正規職員の雇用については長期的視点で考えていく必要があると考えており、派遣保育士の受入れや会計年度任用職員の制度を利用しながら今後も保育士確保に努めたいとの答弁がありました。

また、派遣保育士の委託料は何名分か、2年目以降引き続き勤務する場合は紹介手数料は不要になるのかとの質疑については、2名分であり、2年目以降引き続き勤務の場合は紹介手数料は不要となるとの答弁がありました。

次に、義足や義手等の補装具について、障がいのある75歳以上の方は障がいの自立支援給付から後期高齢者医療の給付に移行し、自己負担も増加するのかとの質疑があり、補装具については自立支援給付費から給付している。給付額については基準額があり、例えばその基準額以内であって非課税世帯であれば自己負担なく給付ができる。年齢要件ではなく、障害者手帳を所持しているかどうかで対象者を選定し、自己負担額が決定するとの答弁がありました。

次に、地域敬老事業補助事業について、補助を活用する団体は減っているのか。また、予算の積算方法はどの質疑があり、令和5年度から事業を実施しており、令和5年度は10団体、令和6年度は14団体、令和7年度は20団体と、補助を活用する団体は増えている。令和7年度の実績見込みから令和8年度の予算は計上しているとの答弁がありました。

委員からは、地域の敬老会は地域の交流の場として大切であり、町としてもサポートしてほしいとの意見がありました。

次に、放課後児童健全育成事業について、令和7年度から運營業務を民間に委託して実施しているが、評価と課題をどのように捉えているのかとの質疑があり、評価については、支援員、補助員の確保ができ、利用できる部屋数も増えた。また、より安全な保育が可能となった。課題については、保育時間の延長実施があるとの答弁がありました。

また、国費、県費が上がっている要因は何かとの質疑があり、子ども・子育て支援補助金の交付要綱の基準額が変更されたことが大きな要因であるとの答弁がありました。

次に、産後ケア事業について、どのような施設を想定しているのかとの質疑があり、短期入所、デイサービス、居宅訪問など松山市の病院等で実施しているものと同様の事業ができる施設であるとの答弁がありました。

次に、教育・保育給付事業の対象者数と予算額の算定根拠について質疑があり、令和8年3月時点で私立幼稚園205人、認定こども園292人であり、予算は子どもの人数、預かる年齢等によっても差は出るが、国が定めた公定価格で積算しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号令和8年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を30億1,984万4,000円とするもので、前年度に比べ7,452万7,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億290万4,000円、県支出金22億1,145万6,000円、繰入金2億5,717万4,000円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費21億8,001万円、国民健康保険事業費納付金7億4,311万6,000円です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第24号令和8年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を7億1,017万3,000円とするもので、前年度に比べ1億1,972万3,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料5億2,438万9,000円、繰入金1億7,757万1,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億6,312万円です。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第25号令和 8 年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を31億6,388万2,000円、介護サービス事業勘定を1,680万円とするものです。

前年度に比べ、保険事業勘定は 1 億246万5,000円の増、介護サービス事業勘定は70万4,000円の増となっています。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号令和 8 年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入 5 億7,900万4,000円、収益的支出 6 億6,236万2,000円、資本的収入 3 億9,056万2,000円、資本的支出 6 億2,042万2,000円とするものです。

審査において、一般会計からの繰出金はいつまで続くのか、企業会計として単独で事業をするのが本当ではないかとの質疑があり、水源地の改修工事や基幹管路の耐震化工事など、国庫補助や地方交付税措置の対象となる事業については、繰出基準に基づき、今後も引き続き出資を受ける予定であるが、対象とならない事業については自主財源で行うとの答弁がありました。

次に、メーター器取替工事費は幾つのメーター器取替えを想定しているのかとの質疑があり、町全体を 7 か所の地区に分けて、毎年 1 地区ごとにメーター器の取替えを行っている。地区にもよるが毎年1,800個程度の取替えを行っているとの答弁がありました。

次に、西古泉水源地改修工事の発電機や電気設備を設置する高さは、津波対策の配慮がされているのかとの質疑があり、当箇所は重信川が氾濫したときには浸水域となるため、浸水想定高さを考慮した土地や構造物のかさ上げを行い、その上に設置する設計となっているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第27号令和 8 年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入 5 億8,263万2,000円、収益的支出 4 億4,838万2,000円、資本的収入 2 億5,068万円、資本的支出 5 億1,161万4,000円とするものです。

審査において、受益者負担金の収入予定額が少ないのではないかとの質疑があり、収入予定額は、供用開始当初から、対象となる受益地の面積に対し、1 平方メートル当たり 350円で計算をしており、令和 8 年度分についても従前のとおりであるとの答弁がありました。

次に、人孔更生工事について、2 か所の改修工事にしては高額であり、新設は検討した

のか、どのような工事を行うのかとの質疑があり、当箇所は幹線管路の人孔であるため、規模が大きいことや、下水を流しながら施工する必要があり、新設は困難であるほか、特殊な樹脂を内面に貼り付ける長寿命化工事であるため費用がかかるとの答弁がありました。

委員からは、今後の新設工事に当たっては、改修工事が不要となるような材質を考慮してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第22号から議案第27号までの報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで12時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後0時0分 再開

○議長(住田英次) 再開いたします。

お諮りします。

ただいま田中浩介町長から議案第28号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第28号 松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 追加日程第1、議案第28号松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の3ページをお開きください。

議案第28号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員渡部敏夫氏の任期が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、神野由里子氏を教育委員会委員として新たに任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(住田英次) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

新しく任命されることになりました神野由里子さんが御挨拶に見えておりますので、そのままお待ちください。

神野由里子さん、御挨拶をお願いいたします。

○神野由里子 ただいま御紹介いただきました神野由里子と申します。

このたびは、議員の皆様から教育委員の選任に御同意をいただき、ありがとうございます。大変光栄に存じますとともに、教育委員としての重責に身の引き締まる思いでございます。松前町の教育行政のために精いっぱい努力する所存でございます。議員の皆様には、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（住田英次） 神野由里子さんの挨拶を終わります。ありがとうございます。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和8年第1回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮してまいります。

さて、昭和54年11月3日に松前町では初めてとなる町の沿革を編さんした松前町誌を刊行してから約46年、その続編として、令和3年度から約5年の歳月をかけて編さん作業を進めてきた続松前町誌が完成し、今月31日に刊行することとなりました。

編さんに当たり、この5年間、御尽力をいただきました町誌編さん審議会委員や協力員の皆様のほか、各分野の専門家である多くの関係各位の皆様の御協力と御支援、御厚情に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続松前町誌は、おおむね昭和52年頃から令和6年3月頃までの約47年間の内容について、自然環境や歴史、行政、産業経済、教育、民俗、文化、大型商業施設など本編を12編で編成しており、巻頭には、特別編・口絵として、町の今昔と春夏秋冬の写真を編集、ま

た巻末には、資料編として、年表やドローンで撮影した町内の写真を収めた仕上がりとなっております。

この続松前町誌は、来月10日から、庁舎4階社会教育課と西、東、北の各地区公民館において、紙媒体である冊子タイプと電子書籍の両方で販売をいたしますので、この機会にぜひ御購入をいただき、松前町のことをもっと知り、自分たちの町をもっともっと好きになっていただきたいと思います。

また、ふるさとライブラリーでは、冊子タイプの続松前町誌を閲覧することも可能ですので、ぜひ併せて御利用ください。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和8年第1回松前町議会定例会を閉会します。

午後0時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

